

答申第 729 号

令和元年 8 月 27 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 28 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 26）（諮問第 759 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、後記2(2)において「本件行政文書」と総称する一連の文書を対象文書として特定したことは妥当であるが、同年8月4日に開催された打合せに係る復命書において「資料1」とされている添付文書、同月5日に開催された打合せに係る復命書において「資料1」とされている添付文書、同年9月15日9時30分から開催された特定会議丙の会議資料及び同日13時30分から17時15分まで開催された特定会議丁の会議資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関が、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月4日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月29日付け依頼に係る回覧文書（以下「A文書」という。）、同年8月4日に開催された打合せに係る復命書（以下「B文書」という。）、同月5日に開催された打合せに係る復命書（以下「C文書」という。）、同日付け起案文書（以下「D文書」という。）、同月10日付け通知に係る回覧文書（以下「E文書」という。）、同日付け回答に係る回覧文書（以下「F文書」という。）、同日付け手順書（以下「G文書」という。）、同月22日付け報告書（以下「H文書」という。）、同月25日付け手順書（以下「I文書」という。）、こころのケアに係る質問紙（初回用及び継続用）（以下「J文書」と総称する。）、こころのケアに係るスケジュール様式（以下「K文書」という。）、こころのケアに係る支援スケジュール表（以下「L文

書」という。）、同月29日付け通知に係る起案文書（以下「M文書」という。）、同月30日付け起案文書（以下「N文書」という。）、同年9月5日付け起案文書（以下「O文書」という。）、同月6日付け回覧文書（以下「P文書」という。）、同日に開催された特定会議甲に係る議事録（以下「Q文書」という。）、同月13日に開催された特定会議乙に係る復命書（以下「R文書」という。）、同会議の会議資料（以下「S文書」という。）、同会議への出席に係る起案文書（以下「T文書」という。）、こころのケアに係る活動報告書（その1）（空様式及び同年8月8日から同年9月23日までの分）（以下「U文書」と総称する。）、こころのケアに係る活動報告書（その2）（空様式及び同年8月8日から同年9月23日までの分）（以下「V文書」と総称する。）、こころのケアに係る面接台帳（以下「W文書」という。）、こころのケアに係る相談記録（145件分）（以下「X文書」という。）及び同年7月26日から同年8月4日までの取材対応結果連絡票（以下「Y文書」といい、A文書からY文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha - 1$ 欄から $\alpha - 4$ 欄まで、 $\delta - 1$ 欄、 $\zeta - 1$ 欄及び $\zeta - 2$ 欄に掲げる情報については個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表1の $\beta - 1$ 欄から $\beta - 3$ 欄まで及び $\gamma - 1$ 欄から $\gamma - 5$ 欄までに掲げる情報については個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして同号本文を理由に、別表1の $\delta - 1$ 欄及び $\delta - 2$ 欄に掲げる情報については法人に関する情報であって公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号本文を理由に、別表1の $\gamma - 1$ 欄から $\gamma - 4$ 欄まで、 $\delta - 2$ 欄及び $\varepsilon - 1$ 欄から $\varepsilon - 15$ 欄までに掲げる情報については県の事務に関する情報であって公開することにより県の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報のうち、指定管理者の職員に係るものについては、当該指定管理者が定める情報公開規程に基づき公開申出をすれば、その職員の氏名は、職務遂行情報や当該指定管理者の職員の氏名として公にされる情報であるため、かかる情報は、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

また、別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報のうち、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）の職員に係るものについては、病院機構においても職員録に相当するものが存在するはずであるから、同号ただし書イに該当する。また、仮に職員録が存在しないとしても、国家公務員、地方公務員並びに独立行政法人の役員及び職員の氏名を、職員録がある場合にのみ公開することは、条例第1条及び第2条第1項に反する。さらに、同機構の職員の氏名は公務員等の職務遂行に関する情報であり、同機構の性質からして、患者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要である情報にも該当する。

よって、かかる情報は同号ただし書ア、ウ及びエにも該当する。

イ 別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる行政文書の公開請求者の氏名等については、当該公開請求者が議員等であれば、公務の一環として行われた公開請求であるから、条例第5条第1号本文には該当せず、たとえ該当したとしても、同号ただし書のすべてに該当する。

ウ 別表1の $\beta-1$ 欄から $\beta-3$ 欄までに掲げる情報

別表1の $\beta-1$ 欄から $\beta-3$ 欄までに掲げる情報は、統計情報等であって、特定の個人を識別できる情報には該当せず、統計情報であれば、

精神医学雑誌等でこれに相当する情報は公にされているため、かかる情報を非公開とする理由はない。

エ 別表 1 の $\gamma - 1$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 1$ 欄に掲げるところのケア活動報告書上の各種情報は、ところのケア受診者（以下「受診者」という。）の氏名が明らかにされていない以上、統計情報等にすぎず、特定の個人を識別することはできないため、条例第 5 条第 1 号本文には該当しない。

オ 別表 1 の $\gamma - 3$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 3$ 欄に掲げる特定感染症 A に関する情報は、感染が疑われる相談者の氏名が記載されていない以上、条例第 5 条第 1 号本文には該当せず、たとえ該当したとしても、論文や専門書において、医療相談や法律相談の内容は相談者本人が特定できないように匿名化されて公表されていることから同号ただし書イに該当する。また、公務員の相談業務に係る情報であることから、同号ただし書ウにも該当する。さらに、かかる情報の性質及び内容にかんがみれば、同号ただし書エに該当する。

カ 別表 1 の $\gamma - 4$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 4$ 欄に掲げる特定感染症 C の罹患例に関する情報は、保健所の名称等、条例第 5 条第 1 号本文に該当しないものが多く含まれており、かかる情報が記載された S 文書が特定会議乙の会議資料であるという点に照らしても、同号本文には該当しない。

キ 別表 1 の $\delta - 1$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\delta - 1$ 欄に掲げる情報のうち、記者の姓については、記名記事であれば、記者の氏名が記載された記事が図書館法及び著作権法により公共図書館等で何人も閲覧、複写、コピーの取寄せ等ができることから、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。また、図書館等が永久的に公表し、公衆が同報道を見聞きすることは、記者も当然に認識しているため、かかる情報は、同号ただし書イに該当する。さらに、報道機関の記者の氏名は、明らかに公的地位又は立場に関する情報そのものであって、特定事件の重大性にかんがみても、公開することが公益上必要というべきであるから、同号ただし書エにも該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 別表1の $\delta-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\delta-1$ 欄に掲げる情報のうち、報道機関の名称については、他の処分において公開されているものがあり、整合性を欠いている。また、かかる場合に、実施機関が説明するような支障も生じていないため、かかる情報は、条例第5条第2号本文には該当しない。

イ 別表1の $\delta-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\delta-2$ 欄に掲げる感染症発生動向調査システムの入力に関する情報について、実施機関は、特定感染症Cの入力例として感染源である特定業種に言及しているため、かかる情報を公開することにより、当該特定業種に不利益を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第2号本文に該当する旨説明するが、入力例として記述されている以上、あくまで一例にすぎず、かかる情報を公開することにより、当該特定業種の不利益につながるものでもないことから、かかる情報は同号本文には該当しない。たとえ、同号本文に該当するとしても、かかる情報は同号ただし書に該当する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1の $\gamma-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\gamma-1$ 欄に掲げる情報のうち、こころのケアに係る相談場所に関するものは、他の自治体においては公開されており、当該業務の性質に照らせば、適切なケアが実施されているか監視することに意義があることから、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

また、受診者は、入院とは異なり、当該相談場所に一時的に滞在するものにすぎず、報道機関の取材が殺到するといったことも考えられず、これによる受診者の心身への影響も考えられないものである。

よって、この点においても、これらの情報は、同号柱書に該当しない。

また、別表1の $\gamma-1$ 欄に掲げる情報のうち、相談件数、抽象的相談内容、一般的な連絡・引継事項等に関するものは、受診者の氏名を含んでおらず、当該業務の性質に照らせば、適切なケアが実施されているか監視することに意義があるため、同号柱書に該当しない。

イ 別表1のγ-2欄に掲げる情報

別表1のγ-2欄に掲げる措置入院者の支援状況の課題等について、実施機関は、各保健福祉事務所へ行ったアンケートに基づいて作成したものであって、公開することが想定されていないため、公開すると、自由かつ率直な意見が出されないことにより、当該アンケートを用いた会議が形骸化する旨説明するが、一律非公開とするのは妥当でない。

他の自治体にあつては、アンケートについても公開しており、実施機関が説明するおそれは現実のものとなっていない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ウ 別表1のγ-3欄に掲げる情報

別表1のγ-3欄に掲げる特定感染症Aに関する情報は、同感染症への感染が疑われる相談者に関するものであるが、行政等に相談があるのは当然のことであり、かかる情報を公開したとしても、県民の間に不必要な混乱を及ぼすおそれはなく、県の感染症対策に支障を及ぼすおそれはない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

エ 別表1のγ-5欄に掲げる情報

精神保健福祉法第23条通報状況に関する情報については、公開することにより、特定地域における措置入院件数の多寡が明らかとなったとしても、当該通報に影響を与えることはないため、かかる情報は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

オ 別表1のε-1欄に掲げる情報

別表1のε-1欄に掲げる実施機関が特定事件に対応するところのケアを実施するに当たり助言を求めた者（以下「本件助言者」という。）の氏名等について、実施機関は、公開することにより、今後の助言が得られなくなるとして、かかる情報が条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、行政の説明責任の観点から公開すべきであるし、公開されたことを理由に、今後協力を行わない者は到底信用することはできないという点においても、かかる情報が同号柱書に該当することはない。

また、本件助言者は公務員であると解されるため、もともと、職務遂

行情報として公にされるべき情報であり、この点においても、かかる情報が同号柱書に該当することはない。

カ 別表1のε-2-1欄、ε-2-2欄及びε-2-3欄に掲げる情報

別表1のε-2-1欄、ε-2-2欄及びε-2-3欄に掲げるこのろのケアの実施に係る打合せ内容について、拷問等禁止条約に基づき設置された拷問禁止委員会、自由権規約に基づき設置された自由権規約委員会、国連の人権理事会等から度重なる是正勧告が出されていることから、精神医療に関する情報を非公開とすることは、到底認められない。

また、行政文書であれば、公開請求の対象となることは公知の事実であることから、行政文書に記載されたこれらの情報についても、公開されることが前提となっていたと解すべきものである。

よって、これらの情報は、公開したとしても、実施機関の事務事業に支障を生じるおそれはなく、条例第5条第4号柱書に該当しない。

キ 別表1のε-3欄に掲げる情報

別表1のε-3欄に掲げる各種電子メールアドレスについて、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウイルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、公開することにより、業務とは無関係なメールが送付され事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨の実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

ク 別表1のε-4欄に掲げる情報

別表1のε-4欄に掲げる文書保管場所に関する情報について、実施機関は、かかる情報を公開することにより、当該文書の盗難等のおそれが高まり、盗難等により当該文書を紛失した場合にあっては、実施機関における精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑困難な相談指導事業が実施できなくなるとして、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、主権者が保管場所を監視し、正しい保管場所において保管されているか検証することが重要である。

よって、かかる情報は、同号柱書に該当しない。

ケ 別表1のε-6欄に掲げる情報

別表1のε-6欄に掲げるこころのケアに係る面接対応実績人数に関する情報は、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当しない。

コ 別表1のε-7欄に掲げる情報

別表1のε-7欄に掲げる措置入院者退院支援ガイドラインの内容は、国際連合の勧告からも明らかなどおり、拷問や懲罰が、医療における治療、福祉における支援と称して正当化されていることが懸念されるところである。措置入退院者は、偏見を恐れて支援を拒否するのではなく、身体拘束、精神変容薬の大量投与、電気ショック、暴言及び暴行を恐れて拷問や懲罰を拒否するのである。強制的精神医療により、どのような者を無力化しようとしているのかを公開することにより、強制的精神医療により人権侵害を受けている者の権利を擁護する必要がある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

サ 別表1のε-8欄に掲げる情報

別表1のε-8欄に掲げる特定の検体検査に関する情報については、全国的な流行のおそれがある感染症の感染に関するものであって、国民の生命等に直結する情報であることから、公開することが条例第1条に適合する。情報公開を受けて行政と交渉等することは主権者の当然の権利であるため、公開することにより、検査体制の在り方について、外部から圧力がかかるという実施機関の説明は妥当でない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

シ 別表1のε-9欄に掲げる情報

別表1のε-9欄に掲げる感染症診査協議会の委員の調整状況に関する情報は、公開したとしても、当該委員の確保に支障を及ぼすおそれはないことから、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ス 別表1のε-10欄に掲げる情報

別表1のε-10欄に掲げる特定感染症Bの感染対策に関する情報は、公開したとしても、同感染症の感染対策事務に支障を及ぼすおそれはないことから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

セ 別表1のε-11欄に掲げる情報

別表1のε-11欄に掲げる難病対策におけるレスパイト入院に関する情報の一部について、実施機関の説明によると、レスパイト入院の不適切事例に言及したもののことであるが、かかる情報を公開したとしても、不適切な運用を繰り返し惹起させることにはならないことから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

ソ 別表1のε-12欄に掲げる情報

別表1のε-12欄に掲げる指定難病認定更新事務に関する情報は、あくまで意見照会の段階の次年度における認定更新に係る事務手続の想定スケジュールとして記載されたものであることから、公開したとしても、同事務に支障が生じるおそれはない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

タ 別表1のε-13欄に掲げる情報

別表1のε-13欄に掲げる精神保健福祉手帳の誤交付に係る情報は、公開したとしても、不適切な交付が行われることにはならないため、条例第5条第4号柱書に該当しない。

チ 別表1のε-14欄に掲げる情報

別表1のε-14欄に掲げる感染症対策に携わる職員の職員健康診断に関する情報については、公開したとしても、実施機関が説明するような県の感染症対策に対する姿勢に不信感を招くおそれも感染症対策に携わる職員の確保に支障を及ぼすおそれも生じないことから、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ツ 別表1のε-15欄に掲げる情報

別表1のε-15欄に掲げる特定感染症Dに係る特定検査の集計方法に関する情報について、実施機関は、集計方法の説明なくかかる情報を公開すると、不適切な集計を行っているとの誤解を与え、当該特定検査そのものに対する信頼を失い、同検査を適切に遂行できなくなるおそれがある旨説明するが、そのようなおそれはない。また、実施機関は、主権者が条例第2条第2項等による権利行使や憲法第16条及び請願法による知る権利的請願権を行使した場合には、その集計方法を説明しなければならないのであるから、かかる情報を公開したとしても、実施機関が説

明する支障が生じるおそれはない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) 理由付記の不備及び理由の追加について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

また、弁明書において処分理由を追加することは違法である。

(7) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（精神保健福祉センター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、特定施設Xの職員並びに病院機構の事務職員及び臨床心理士の氏名等であるところ、いずれも特定の個人を識別することができることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、特定施設Xの職員は、指定管理者となっている法人の被用者であり、その氏名が公にされているといった事実や今後公にする予定もないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に照らし、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

さらに、病院機構の職員は、神奈川県から派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）及び同機構が独自採用した職員（以下「独自採用職員」という。）から成るところ、本件処分により、その氏名が非公開とされた同機構の事務職員及び臨床心理士は、独自採用職員であって、その氏名は慣行として公にされておらず、また、公にする予定もないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に照らし、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことも明らかである。

よって、別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報は、警察官等の氏名であり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 別表1の $\alpha - 3$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 3$ 欄に掲げる情報は、受診者の姓等であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 別表1の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報は、行政文書の公開請求者の住所、氏名及び電話番号であって、特定の個人を識別できる情報であることから、

条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

オ 別表1のβ-1欄に掲げる情報

別表1のβ-1欄に掲げる情報は、特定の措置入院例に関する情報であって、措置入院に関する特定の個人の詳細な情報が記載されたものであるところ、かかる情報には、特定の個人の氏名は記載されていないものの、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性が高いものである。また、仮に特定の個人を識別できないとしても、その内容は、措置入院に係る情報であって、個人の内面と密接にかかわるものであり、特定の個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

カ 別表1のβ-2欄に掲げる情報

別表1のβ-2欄に掲げる情報は、平成26年度から平成28年度までの措置入院者への支援状況について県保健福祉事務所等を対象にアンケートを行い、その結果を、アンケート対象機関ごと及び項目ごとに集計したものと並びに措置入院者を支援するに至らなかった理由を整理したものである。

これらの情報のうち、集計件数は特定の個人を識別することができないものの、措置入院は、精神疾患を抱える患者の個人の内面と密接にかかわる情報である。

また、支援に至らなかった理由には、特定の措置入院者に関する詳細な情報が記載されたものである。

したがって、これらの情報は秘匿性が高いものであり、他人に知られることを特に忌避しなければならない性質を有するもので、極めて私的な情報であると評価できることから、これを公開した場合、個人の権利利益を害するおそれがあることは明らかである。

よって、これらの情報は、特定の個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報のうち、集計件数については、いかなる媒体においても公表されていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかであり、支援に至らなかった理由についても、同様に、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

キ 別表1のβ-3欄に掲げる情報

別表1のβ-3欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所による措置入院者への支援状況に関する支援合計件数並びに集計項目ごとの件数及び全体に占める割合が整理されたものであるところ、これらの情報は、集計結果であり、特定の個人を識別することができないものの、特定の措置入院者にかかわる詳細な情報が記載されたものであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、いかなる媒体においても公表されていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

ク 別表1のγ-1欄に掲げる情報

別表1のγ-1欄に掲げる情報は、受診者の相談場所に関する情報、こころのケアの実施に係る相談実施状況の内容、主な活動内容の内容及び連絡事項及び引継ぎ事項の内容に関する情報である。これらの情報は、いずれもこころのケアに関する情報であるところ、こころのケアは、特定事件を経験したことによりこころに傷を負った者に対する相談事業であり、受診者の心身等の状況及び相談環境について、特段の配慮が必要とされるものである。したがって、これらの情報は、特定の個人を識別できる情報ではないものの、公開することにより、受診者の心身等の状況及び相談環境を悪化させ、また、相談の実施を妨げ、その結果、受診者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に

該当する。

ケ 別表 1 の $\gamma - 2$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 2$ 欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所の措置入院に関する課題、成果等を具体的に整理したものであるところ、これらの情報は、特定の個人の措置入院に関する情報の一端を成すものであり、特定の個人の個別の状況と密接に関連していることから、公開することにより、特定の個人が識別されるおそれがある。

また、仮に特定の個人を識別することができないとしても、特定の個人の内面に密接にかかわるものであることから、公開することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることは明らかである。

よって、これらの情報は条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれに該当しないことも明らかである。

コ 別表 1 の $\gamma - 3$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 3$ 欄に掲げる情報は、特定感染症 A に関する情報であって、特定の個人が同感染症に罹患したおそれがある旨の相談を行ったことが記載されたものである。かかる情報には、当該特定の個人の氏名そのものは含まれていないものの、特定の個人が感染症に罹患したおそれがあるという情報であって、個人の心身の状況に関する情報であることから、特定の個人を識別することはできないものの、その性質上、公開することにより当該特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

サ 別表 1 の $\gamma - 4$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 4$ 欄に掲げる情報は、特定感染症 C 発生届に記載された感染者の住所等であるところ、かかる情報には感染者の氏名が含まれていないものの、感染者の性別、年齢及び住所並びに感染症名、感染経路、感染地域、発病年月日及び感染推定日が記載されているため、特定の個人を識別し得る情報に該当し、また、仮に特定の個人を識別し得ないとしても、特定の個人の病状に関する情報であり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものであるため、公

開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

シ 別表1のγ-5欄に掲げる情報

別表1のγ-5欄に掲げる精神保健福祉法第23条通報状況に関する情報は、県保健福祉事務所ごとに集計された同条の規定に基づく通報件数が記載されたものであるところ、かかる情報は、前記カに掲げる情報と同質のものであることから、前記カと同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、いかなる媒体においても公表されていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

ス 別表1のδ-1欄に掲げる情報

別表1のδ-1欄に掲げる情報は、実施機関に対し取材を行った記者の姓及び性別並びに当該記者が所属する報道機関の名称であるところ、これらの情報が特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことも明らかである。

セ 別表1のζ-1欄に掲げる情報

別表1のζ-1欄に掲げる情報は、実施機関において実施したところのケアの進行管理を行うための台帳であり、受診者の氏名、年齢、性別等が記載されており、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、同号ただし書きアからエまでのいずれにも該当しない。

ソ 別表1のζ-2欄に掲げる情報

別表1のζ-2欄に掲げる情報は、実施機関において実施した受診者ごとの面接記録であって、受診者の氏名、性別のほか、その心身の状況

が詳細に記載されているものである。したがって、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであることから、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 別表1のδ-1欄に掲げる情報

別表1のδ-1欄に掲げる情報は、前記(1)スのとおり、実施機関に対し取材を行った記者の姓及び性別並びに当該記者が所属する報道機関の名称であるところ、これを公開することにより、既に公開している情報と照らし合わせることで、実施機関に対し取材を行った報道機関が、どのような取材を行っているかが明らかとなるものである。また、取材の内容が、当該機関においてどのように活用されるかも不明であることから、公開することにより、当該報道機関の正当な利益を害するおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書きに該当しないことは明らかである。

イ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

別表1のδ-2欄に掲げる情報は、特定感染症C発生届に記載された特定感染症Cの罹患例の感染源となった特定業種に関する情報及び感染症発生動向調査システムの入力に関する情報で同感染症の罹患例の感染源となった特定業種に言及したものであるところ、かかる情報を公開した場合、当該特定業種において、あたかも同感染症に罹患するおそれが高いとの誤解を与え、当該特定業種の業務の遂行に支障を及ぼし、不利益を与えるおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報を公開することにより保護されるべき人の生命、身体等の安全は想定できないため、かかる情報は同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1のγ-1欄に掲げる情報

別表1のγ-1欄に掲げる情報は、こころのケアの相談実施状況等であるところ、これらの情報は、前記(1)クのとおり、公開することにより、受診者に対するこころのケアの実施を妨げるおそれがあるものである。また、そもそも、こころのケアは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業の一つであり、相談の一環として、個人の内面に関する情報を取り扱うためプライバシー性が特に高いものであり、受診者が行政のかかる相談事業を利用しようとするのは、一般に、相当程度追い込まれた状態であることにかんがみても、受診者の相談内容に対する秘匿の希望は、特段強いものである。さらに、これらの情報のうち、相談実施状況の内容、主な活動内容の内容及び連絡事項及び引継ぎ事項の内容は、こころのケアを実施した具体的内容が記載されたものもあり、このようなこころのケアに関する情報が公開されることとなると、前述の高度の秘匿性と相まって、こころのケアを希望する者が相談をためらうおそれがある。また、特定事件が、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことを踏まえると、これらの情報の公開を機に受診者が報道機関の取材対象となり、その結果、受診者がこころのケアを継続的に受けることをためらうおそれもあったものである。

そして、このようなためらいを生じさせるおそれは、特定事件に関するこころのケアにのみ当てはまるというものではなく、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業一般に通ずるものであるから、これらの情報を公開すると、同事業そのものの空洞化を招来し、精神保健及び精神障害者福祉に関する施策を適切に実施できなくなるおそれがあると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表1のγ-2欄に掲げる情報

別表1のγ-2欄に掲げる情報は、前記(1)ケのとおり、措置入院に関する課題、成果等を具体的に整理したものであるところ、これらの情

報は、県保健福祉事務所あてに実施したアンケートに基づき作成されているものであり、当該アンケートは、各担当者の回答を取りまとめたもので、公開することを想定していないため、担当者の自由かつ率直な意見が記載されているものである。

したがって、これらの情報を公開すると、各担当者との信頼関係が損なわれることに加えて、今後、同種のアンケートを実施したとしても、記載内容が公開されることを前提に自由かつ率直な意見が出されず、これに基づく会議も形式的なものに留まることで、今後実施される同種の会議にも支障を及ぼすおそれがある。

さらに、各担当者の自由かつ率直な意見が記載されたアンケートが、必要な補足説明を伴わないまま公開されると、その内容について誤解を生じさせるおそれ、作成者の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、県等の保健福祉に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表1のγ-3欄に掲げる情報

別表1のγ-3欄に掲げる情報は、前記(1)コのとおり、特定の個人が特定感染症Aに罹患したおそれがある旨の相談を行ったことが記載されたものであって、いまだ罹患しているか否かが不確定の状況でこれを公開すると、県民の間に不確定情報による不必要な混乱を生じさせ、県の感染症対策に支障を生じさせるおそれがあるものである。

このような事態となれば、県に対し、感染症に罹患した可能性のある者が相談することをためらうおそれが生じ、重ねて、県の感染症対策に支障を生じさせるおそれもあることから、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表1のγ-4欄に掲げる情報

別表1のγ-4欄に掲げる情報は、前記(1)サのとおりであり、かかる情報は、医療機関と県保健福祉事務所との情報資料として取り扱うものであることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表1のγ-5欄に掲げる情報

別表1のγ-5欄に掲げる情報は、前記(1)シのとおりであり、かか

る情報は、措置入院者への支援状況に関する支援合計件数等であるところ、これを公開すると、地域別の措置入院件数、通報件数、診察件数等が明らかになり、措置入院件数の多い地域の住民が、当該地域に措置入院経験者が多く在住していると誤解し、誤った判断のもと措置入院を要請する相談を警察に多く行うことが予想される。

そして、誤った判断のもとに相談が行われた場合、警察が行う精神保健福祉法第23条の規定に基づく通報が必要かどうかの判断に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

別表1のδ-2欄に掲げる情報は、前記(2)イのとおり、特定感染症Cの入力例として感染源である特定業種に言及しているものであるところ、公開することにより、当該特定業種の経営上の不利益につながるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ 別表1のε-1欄に掲げる情報

別表1のε-1欄に掲げる情報は、本件助言者の氏名、その氏名に結び付く当該助言者の所属の名称等であるところ、当該者に助言を得るに当たっては、ある関係者から個人的な信頼関係に基づき紹介を受けたものであり、実施機関とのかかる助言関係については、公表されていないものである。

本件助言者は、こころのケアに関する高度の知見を有する者であり、実施機関とのかかる助言関係が公開されることを前提としていない中であって、別表1のε-1欄に掲げる情報を公開すると、紹介を得た関係者及び本件助言者と実施機関の間の信頼関係が損なわれ、今後、同種の事案における協力を得られなくなるおそれがある。

このことにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する総合的技術センターとして、また、地域精神保健福祉活動の拠点となる機関としての実施機関の機能低下を招き、その事務に支障が生じるおそれがあることを否定できないため、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク 別表1のε-2-1欄、ε-2-2欄及びε-2-3欄に掲げる情報は、別表1のε-2-1欄、ε-2-2欄及びε-2-3欄に掲げる情報は、特定事件を受けて行うこととなったところのケアに関する本件助言者等との打合せ内容であるところ、これらの情報は、次の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ア) 別表1のε-2-1欄及びε-2-3欄に掲げる情報は、前記アに掲げる情報と同質のものであることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) また、別表1のε-2-1欄及びε-2-3に掲げる情報は、ところのケアを実施するに当たり、特定市と行った打合せに関する情報を含むものであり、当該打合せは平時とは異なる状況下でのものであって、その内容を公にすることを前提としていないものである。したがって、かかる情報は、公開することにより、特定市との信頼関係を損ない、実施機関における事務に支障を生じさせるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) さらに、別表1のε-2-2欄に掲げる情報は、本件助言者との打合せ内容が含まれるものであるところ、その内容には、本件助言者自身の経験、研究成果に裏付けられたところのケアの実施に係る留意点が含まれるものである。したがって、かかる情報は、公開することにより、本件助言者との信頼関係を損ない、今後、同種の事案が生じた際に協力を得られなくなるおそれを生じさせることが否定できないものである。

よって、かかる情報は、公開することにより、実施機関の精神保健福祉等に関する事務に支障を生じさせるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 別表1のε-3欄に掲げる情報

別表1のε-3欄に掲げる情報は、県職員個人用、県施設業務用、特定市所属用及び病院機構職員個人用電子メールアドレスであるところ、これらのメールアドレスは、一般に公にされておらず、これを公開すると、大量の迷惑メール等の送信を招き、その結果、業務上必要な電子

メールを見落とすおそれが生じるものである。また、迷惑メール等の標的とされた場合には、当該メールアドレスを変更する必要があるが、これを頻繁に変更することとなると、外部との電子メールによるやりとりに支障を生じさせるおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

コ 別表1のε-4欄に掲げる情報

別表1のε-4欄に掲げる情報は、W文書、X文書等の保管場所に関する情報であるところ、これらの文書には、前記(1)セ及びソのとおり、こころのケアの面談者の氏名をはじめ、その心身の状況が詳細に記載されたものが含まれるものである。このため、特に秘匿性の高い文書として、実施機関にあっては、限られた職員しかその所在を把握していないものである。したがって、かかる情報を公開した場合、これらの文書の盗難のおそれが高まることが否定できず、盗難に遭った場合には、精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑困難な相談指導事業が実施できなくなるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

サ 別表1のε-5欄に掲げる情報

別表1のε-5欄に掲げる情報は、措置入院者の支援状況の進捗管理方法に関する情報であって、措置入院に関する情報の保存場所や進行管理状況が整理されたものであるところ、これらの情報を公開すると、情報漏洩のおそれが高くなるといったセキュリティ上の問題が生じ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務に支障が生じるおそれがあることを否定できないため、第5条第4号柱書に該当する。

シ 別表1のε-6欄に掲げる情報

別表1のε-6欄に掲げる情報は、公表前の未確定情報として情報提供された特定事件を受けて実施された職員のこころのケアに関する面接対応実績人数であり、公開することにより、後日、正確な数値を算出した上で行う正規の公表に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ス 別表1のε-7欄に掲げる情報

別表1のε-7欄に掲げる情報は、措置入院者退院支援ガイドラインの内容であって、措置入院者の退院支援にかかわる具体的な対応方法に関する情報であるところ、これらの情報には、積極的な支援を必要とする措置入退院者の属性等が含まれているため、これらの情報を公開することにより、支援対象となる者が偏見をおそれて支援を拒否する等、円滑な支援に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

セ 別表1のε-8欄に掲げる情報

別表1のε-8欄に掲げる情報は、特定の検体検査に関する情報であるところ、かかる情報を公開すると、その検査体制の在り方に関し外部から圧力がかかり、検査がスムーズに行えなくなるおそれがある。

よって、かかる情報は、公開することにより、感染症の検体検査に係る県の事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ソ 別表1のε-9欄に掲げる情報

別表1のε-9欄に掲げる情報は、感染症診査協議会の委員の確保に関し、各保健福祉事務所における調整状況を記載したものであり、公開することにより、今後の同協議会の委員の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

タ 別表1のε-10欄に掲げる情報

別表1のε-10欄に掲げる情報は、特定感染症Bの感染対策としての定期健康診断の受診促進の通知に関し、各保健福祉事務所における進捗状況を記載したものであり、公開することにより、今後の各保健福祉事務所における受診促進事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

チ 別表1のε-11欄に掲げる情報

別表1のε-11欄に掲げる情報は、難病患者を抱える家族の休養のためのレスパイト入院、すなわち、介護者が休養を取るために、被介護者が入院をすることに関するものであるところ、その内容は、実際に行われた本来の趣旨には合致しない不適切な入院事例に関するものである。

したがって、かかる情報が公開されると、不適切な入院であっても、レスパイト入院として被介護者の受入が可能であるとの誤解を県民に与え、レスパイト入院の適切な運用に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ツ 別表1のε-12欄に掲げる情報

別表1のε-12欄に掲げる情報は、指定難病医療費助成制度に係る助成対象認定事務のうち、認定の更新に係る事務に関するものであるところ、その内容は、次年度の認定更新に係る事務手続の想定スケジュールである。かかる想定スケジュールは、あくまで未確定のものであるため、これを公開すると、県民に未確定の認定更新スケジュールを、あたかも確定スケジュールのように周知する結果となり、更新対象者の混乱を招き、次年度の認定更新に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

テ 別表1のε-13欄に掲げる情報

別表1のε-13欄に掲げる情報は、精神保健福祉手帳の誤交付に係るものであり、公開することにより、同手帳の適正な交付に支障が生じるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ト 別表1のε-14欄に掲げる情報

別表1のε-14欄に掲げる情報は、感染症対策に携わる職員の感染予防に関する健康診断の在り方の検討に関するものであり、公開することにより、県民に対し、感染症対策を担う県の姿勢に不信感を抱かせるとともに、感染症対策に携わる職員の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ナ 別表1のε-15欄に掲げる情報

別表1のε-15欄に掲げる情報は、特定感染症Dに係る検査の統計データの集計方法に関するものであるところ、その内容は、現行の集計方法を採用した理由を説明することなく、当該集計方法のみが記載されたものである。したがって、かかる情報を公開すると、県民に対し、不適切な集計を行っているとの誤解を与え、その結果、同感染症に係る検

査そのものに対する信頼を失い、当該検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により設置された機関であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の拠点となるものであり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、保健所、市町村その他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助を行っており、これらの業務の一環として、本件行政文書を作成等したものであり、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実ではない。

また、かかる同人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書からL文書まで及びU文書からX文書までについては実施機関が精神保健に係る相談事業の一環として、特定事件を受けて行われたところのケアに携わったために作成等されたものであり、M文書、N文書及びP文書からT文書までについては実施機関が構成員等となっている各種会議に実施機関が参加等したため取得又は作成したものであり、O文書については実施機関が行政文書の公開請求を受けたため作成したものであり、Y文書については特定事件に関する取材を実施機関が受け、その内容を報告するために作成したものであると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが

必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、以下においては、実施機関が同号本文に該当する旨説明する別表1の $\alpha - 1$ 欄から $\alpha - 4$ 欄まで、 $\beta - 1$ 欄から $\beta - 3$ 欄まで、 $\gamma - 1$ 欄から $\gamma - 5$ 欄まで、 $\delta - 1$ 欄、 $\zeta - 1$ 欄、 $\zeta - 2$ 欄に掲げる情報等の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、特定施設Xの職員並びに病院機構の事務職員及び臨床心理士の氏名等であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの者のうち、特定施設Xの職員は、同施設を運用する指定管理者の職員であって、その氏名等が現に公にされ、又は公にすることが予定されているとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、その性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

他方、これらの者のうち、病院機構の職員にあつては、実施機関が説明するとおり、独自採用職員と県派遣職員から構成されていると認められ、県派遣職員にあつては、県職員録において、同機構に職務上派遣されていることが明らかとなっているため、かかる者の氏名であれば、同号ただし書イに該当すると認められるものの、別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報のうち、病院機構の職員に係るものについて、県派遣職員に該当するものはなく、いずれも独自採用職員に係るものであって、他に公にすることが予定されているといった事情もないと認められるため、同号ただし書イには該当しないと判断する。また、同機構の職員の氏名という情報の性質にかんがみれば、かかる情報が、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(1)アのとおり、指定管

理者の職員の氏名等については、当該指定管理者が定める情報公開規程に基づく公開申出により公開される情報であるとして、同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、同号ただし書アの規定に基づき公開を行うのは、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において当該情報が既に何人にも知り得る状態となっている場合であり、また、同号ただし書イの規定に基づき公開を行うのは、当該情報が慣行として現に不特定多数の一般人が知り得る状態にあるか、知ることが予定されている場合であり、いずれも、これを非公開とすることにより守るべき法益が存しないためであると解される。

これを本件について見ると、指定管理者が定める情報公開規程は指定管理者等が定める規程にすぎず、法令等の規定に基づくとは言えないという点で同号ただし書アの適用はない。また、公開申出に対する当該指定管理者の公開決定を経て初めて公にされるものであるため、公開請求の時点において、既に不特定多数の一般人に知り得る状態にあったとは言えないことから、同号ただし書イの適用もないと解するのが相当である。

よって、審査請求人のいずれの主張についても採用することはできず、その余の主張についても、当審査会のかかる判断を覆すに足りるものはない。

イ 別表1のα-2欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のα-2欄に掲げる情報は、被害者支援室の副室長及び心理員の氏名であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

もともと、当審査会が確認したところ、同室副室長及び心理員は神奈川県警察本部の職員であって、これらのうち副室長にあっては、幹部職員として、その異動に伴って氏名が公表されていることが認められる。また、同室副室長の氏名が記載されているのは、こころのケアに関する打合せ記録であって、同人はその職務の一環として当該打合せに参加していると認められることから、同人の氏名については、慣行として公に

され、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

他方、同室心理員の氏名については、職員録等により公にされている事実は認められず、また、今後、公にされる予定があるといった事情も認められないことから同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、被害者支援室の副室長の氏名及び心理員の氏名については、前者は同号ただし書イに該当するものの、後者は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報は、こころのケアのスケジュール表であるL文書に記載された受診者の名前等であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報は、特定事件に関して、行政文書の公開請求を行った者の氏名、住所（郵便番号含む）及び電話番号であって、氏名とともに記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことも明らかである。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

オ 別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定の保健福祉事務所における措置入院の事例として、実在の措置入院者ごとに記載されたものであるが、その氏名は記載されていないことが認め

られる。

しかしながら、これらの情報は、特定の保健福祉事務所が管轄する地域での事例とされ、当該地域における措置入院例も決して多いものとは言えないこと、措置入院に係る具体的状況が記載されていること、さらに、これらの情報が「措置入院」という個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格、内面等と密接にかかわる情報であることをかんがみると、公開することにより、措置入院者の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことも明らかである。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、かかる情報が統計情報等であって、これに相当する情報は既に公にされているとして、かかる情報を非公開とする理由はない旨主張するが、かかる情報には前述のとおり個人の人格、内面等に密接にかかわるものが含まれており、審査請求人の主張を採用することはできない。

カ 別表1のβ-2欄に掲げる情報

別表1のβ-2欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所ごと又は県内保健所ごとに、措置入院者にかかる各項目を統計として集計し、また、措置入院者への支援について、支援に至らなかった個別具体的な理由を整理したものであると認められ、いずれについても、特定の個人を識別できないものであると認められる。

しかしながら、これらの情報は、県保健福祉事務所ごと又は県内保健所ごとに整理されたものであって、集計値も決して大きくないこと、また、支援に至らなかった理由が個別具体的に整理されていること、さらに、「措置入院」という個人の人格、内面等に密接にかかわる情報であることにかんがみると、前記オと同様に、公開することにより、措置入院者の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、これらの情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことも明らかである。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、かかる情報が統計情報等であって、これに相当する情報は既に公にされているとして、かかる情報を非公開とする理由はない旨主張するが、前記オと同様の理由により、審査請求人のかかる主張を採用することはできない。

キ 別表1のβ-3欄に掲げる情報

別表1のβ-3欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所による措置入院者への支援状況に関する支援合計件数並びに集計項目ごとの件数及び全体に占める割合が整理されたものであり、実施機関は、特定の措置入院者にかかわる詳細な情報が記載されたものであることを理由に、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第5条第1号本文に該当する旨説明している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、これらの情報は、県保健福祉事務所による措置入院者への支援状況に関する支援合計件数について、集計項目ごとにその件数及び全体に占める割合を整理したものに基づき、措置入院に係る個別具体的な状況に関する情報が含まれていないため、これを公開したとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報は同号本文に該当しないと判断する。

ク 別表1のγ-1欄に掲げる情報

実施機関は、別表1のγ-1欄に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、後記(4)イ(ア)のとおり、かかる情報は、同条第4号柱書に該当すると認められるため、同条第1号本文該当性について判断する必要はないと解する。

ケ 別表1のγ-2欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のγ-2欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所における措置入院に係る課題、成果等を整

理したものであって、その内容には、別表1のβ-2欄に掲げる情報と同様に措置入院に係る個別具体的な状況に関する情報が含まれるものであって、同欄の情報の延長線上にある情報と評価できることから、前記カと同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

コ 別表1のγ-3欄に掲げる情報

別表1のγ-3欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定の個人が特定感染症Aに罹患したおそれがある旨の相談を行ったことに関するものであるが、当該特定の個人の氏名が含まれていないため、特定の個人を識別することは困難であると言わざるを得ない。しかしながら、その内容は、特定の個人が同感染症に罹患したおそれがあるというものであり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、特定の個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

この点について、審査請求人は、前記3(1)オのとおり、かかる情報が同号ただし書イ、ウ及びエに該当する旨主張するが、かかる情報が公にされ、又は公にすることが予定されているという事情は見受けられず、公務員の職務遂行の内容に関する情報でないことも明らかであり、同感染症の感染症類型に照らせば、人の生命、身体等の安全を保護するために公開することが必要な情報であるとも認められない。

また、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報とも認められない。

よって、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

サ 別表1のγ-4欄に掲げる情報

(7) 当審査会が確認したところ、別表1のγ-4欄に掲げる情報のうち、別表2のγ-4欄に掲げるものは、実際の罹患例に基づいて作成され

た特定感染症C発生届に記載された感染者の性別、年齢、住所、感染経路、感染推定日等であると認められるところ、これらの情報には感染者の氏名が含まれていないため、これをもって特定の個人を識別することは困難であると言わざるを得ない。しかしながら、その内容は、特定の個人が同感染症に罹患した経緯等を含む特定の個人の病状に関する情報であることにかんがみれば、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、特定の個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)カのとおり、かかる情報が特定会議乙の会議資料上のものであることをもって、同号ただし書イ、ウ及びエに該当する旨主張するが、同人独自の見解であって採用することはできない。

(イ) 他方、別表1のγ-4欄に掲げる情報のうち、別表3のγ-4欄に掲げるものは、実際の罹患例の内容とは別の視点から追記されたものにすぎず、個人に関する情報とは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

シ 別表1のγ-5欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のγ-5欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所ごと又は警察署ごとに精神保健福祉法第23条の規定に基づく通報件数、通報時期、通報後の取扱状況等が統計的に整理されたものであると認められる。

この点について、実施機関は、これらの情報が別表1のβ-2欄に掲げる情報と同質なものであるとして、条例第5条第1号本文に該当する旨主張するが、別表1のγ-5欄に掲げるもののうち、別表3のγ-5欄に掲げるものについては、統計的に整理する際の県保健福祉事務所若

しくは警察署の別又は項目の別又は項目ごとの総計にすぎず、措置入院に係る個別具体的な状況が記載されているものではないことから、これらを公開したとしても、特定の個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。

また、後記(4)イ(ウ)のとおり、これらの情報のうち、別表2のγ-5欄に掲げるものについては、同条第4号柱書に該当すると認められるため、同条第1号本文該当性について判断する必要はないと解する。

ス 別表1のδ-1欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のδ-1欄に掲げる情報は、実施機関に対し取材を行った記者の姓又は性別及びこれらの者が所属する報道機関の名称であると認められる。

(ア) 平成28年7月26日14時00分、同月27日16時10分及び8月4日16時05分の取材に係る取材連絡票に記載されたもの

別表1のδ-1欄に掲げる情報のうち、平成28年7月26日14時00分、同月27日16時10分及び8月4日16時05分の取材に係る取材連絡票の情報は、記者の姓が記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

もっとも、これらの情報にあっても、取材を行った記者の姓を除いた報道機関の名称については、公開したとしても、当該記者の権利利益を害するおそれはないと認められる。

よって、平成28年7月26日14時00分、同月27日16時10分及び8月4日16時05分の取材に係る取材連絡票に記載された取材を行った記者の姓及び報道機関の名称のうち、後者については、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきであるが、前者については、なお、条例第5条第1号本文に該当するものとして非公開とすべきと判断する。

(イ) 平成28年7月26日15時15分及び同日18時25分の取材に係る取材連絡票に記載されたもの

他方、別表1のδ-1欄に掲げる情報のうち、平成28年7月26日15時15分及び同日18時25分の取材に係る取材連絡票に記載されたものは、記者の姓ではなく、その性別のみが記載されたものであって、特定の個人を識別することはできず、また、これを公開したとしても、当該記者の権利利益を害するおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報については、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 小括

以上をまとめると、別表1のδ-1欄に掲げる情報のうち、別表2のδ-1欄に掲げるものは条例第5条第1号本文に該当するが、別表3のδ-1欄に掲げるものは同号本文に該当しないため、又は条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきものと判断する。

セ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のδ-2欄に掲げる情報のうち、別表2のδ-2欄に掲げるものについては、別表2のγ-4欄に掲げる情報と同質のものであると認められることから、前記サ(ア)と同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

ソ 別表1のζ-1欄及びζ-2欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のζ-1欄に掲げる情報はこころのケアの進行管理を行うための台帳（W文書）に記載された受診者の氏名、面談日等であり、別表2のζ-2欄に掲げる情報は受診者ごとに作成された相談記録（X文書）に記載された受診者の氏名やその心身の詳細な状況に関する記録であると認められる。

この点について、実施機関は、これらの情報が条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、後記(4)イ(ニ)aのとおり、これらの情報のうち、別表2のζ-1欄及びζ-2欄に掲げる情報は、同条第4号柱書に該当すると認められるため、同号柱書により非公開とすることが妥当である。

もつとも、これらの情報のうち、別表3の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げるものは、後記(4)イ(ニ)bのとおり、同号柱書には該当しないと認められるため、なお、同条第1号本文に該当するものとして、非公開とすべきかが問題となるが、当審査会が確認したところ、別表1の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げる情報のうち、別表2の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げる情報は受診者を識別し得るすべての情報を含むのに対し、別表3の㉔-1欄及び㉔-3欄に掲げる情報は、W文書及びX文書における様式部分にすぎないため、これを公開したとしても、被面談者の権利利益を害するおそれがないものであると認められる。

よって、別表3の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げる情報は、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきものであると判断する。

タ 別表2の㉕-2-1-2欄に掲げる情報

別表1の㉕-2-1欄に掲げる情報について、実施機関は条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、後記(4)イ(カ)のとおり、これらの情報のうち、別表2の㉕-2-1-1欄に掲げるもの以外の情報については、同号柱書に該当しないと認められるものの、当審査会が確認したところ、かかる情報のうち、別表2の㉕-2-1-2欄に掲げる情報は、特定の個人の姓等であるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、同条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれかに該当するような事情も見受けられないことから、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

チ 別表2の㉕-2-3-2欄に掲げる情報

別表1の㉕-2-3欄に掲げる情報について、実施機関は条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、後記(4)イ(ク)のとおり、これらの情報のうち、別表2の㉕-2-3-1欄に掲げるもの以外の情報については、同号柱書に該当しないと認められるものの、当審査会が確認したところ、かかる情報のうち、別表2の㉕-2-3-2欄に掲げる情報は、こころのケアを実際に受けている特定の受診者について、その氏名とともに各人の置かれた具体的状況が記載されているため、特定の個人を識

別できる情報であることは明らかであり、同条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質に照らせば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表1の $\delta-1$ 欄及び $\delta-2$ 欄に掲げる情報が条例第5条第2号本文に該当する旨説明するが、前記(2)ス及びセのとおり、これらの情報のうち、別表2の $\delta-1$ 欄及び $\delta-2$ 欄に掲げるものは同条第1号本文に該当すると認められるため、同条第2号本文該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、別表3の $\delta-1$ 欄及び $\delta-2$ 欄に掲げる情報の同号該当性について判断する。

イ 条例第5条第2号該当性

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定しており、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であつて、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

そこで、前記アに掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

(ア) 別表3の $\delta-1$ 欄に掲げる情報

前記(2)スのとおり、別表3の $\delta-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関

に対し取材を行った記者の性別及びこれらの者が属する報道機関の名称であるところ、実施機関は、公開することにより、既に公開している情報と照らし合わせることで、当該報道機関の取材手法が明らかとなり、取材の内容が当該機関においてどのように活用されるかも不明であるため、当該報道機関の正当な利益を害するおそれがあると説明している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、本件にあっては、当該報道機関の正当な利益を害する程度の情報が既に公開されているといった事情も認められないことから、これらの情報を公開したとしても、当該報道機関の正当な利益を害するとまでは言えないと判断する。

よって、別表3の $\delta - 1$ 欄に掲げる情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(イ) 別表3の $\delta - 2$ 欄に掲げる情報

別表3の $\delta - 2$ 欄に掲げる情報は、特定感染症Cの実際の罹患例に基づいて感染症発生動向調査システムの入力方法を解説したものであり、実施機関は、かかる情報が特定業種に言及しているため、公開することにより、当該特定業種において同感染症に罹患するおそれが高いとの誤解を生じさせ、当該特定業種の業務の遂行に支障を及ぼし不利益を生じさせるおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する旨説明している。しかしながら、同号本文により非公開とされる情報は、「法人その他の団体に関する情報」であって、かかる規定は、特定の「業種」の競争上の利益といった漠然とした利益との調整を図るものではないことから、実施機関のかかる説明を採用することはできない。

よって、別表3の $\delta - 2$ 欄に掲げる情報は、同号本文には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表1の $\gamma - 1$ 欄から $\gamma - 5$ 欄まで、 $\delta - 2$ 欄、 $\varepsilon - 1$ 欄から $\varepsilon - 15$ 欄までに掲げる情報が条例第5条第4号柱書に該当する旨

説明するが、前記(2)ケ、コ、サ(ア)及びセのとおり、別表1のγ-2欄、γ-3欄並びに別表2のγ-4欄及びδ-2欄に掲げるものは同条第1号本文に該当すると認められるため、これらの情報については、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、別表1のγ-1欄、別表3のγ-4欄、γ-5欄及びδ-2欄並びに別表1のε-1欄からε-15欄までに掲げる情報の同号柱書該当性について判断する。

イ 条例第5条第4号柱書該当性

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられている情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、前記アに掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

(ア) 別表1のγ-1欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のγ-1欄に掲げる情報は、L文書を構成する「特定事件にかかるこころのケア支援スケジュール」、U文書及びV文書に記載された受診者が実際に相談を行った特定施設X以外の場所に関する情報並びにU文書及びV文書に記載されたこころのケアに係る相談実施状況の内容、主な活動内容の内容及び連絡事項及び引継ぎ事項の内容であり、U文書及びV文書に記載されたこころのケアに係る相談実施状況の内容、主な活動内容の内容及び連絡事項及び引継ぎ事項の内容は、特定事件を受けて行われたこころのケア

の活動内容が、実施日別にまとめられたものであって、相談内容にも触れるものが含まれているものと認められる。

そして、実施機関が説明するとおり、こころのケアは精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業の一つであって、個人の内面を取り扱う特にプライバシー性の高いものであり、受診者がこのような行政の相談事業を利用するのは、相当程度追い込まれた状況にあるのが一般的であると考えられることを踏まえると、受診者の相談内容の一端が公開されることとなれば、たとえ受診者の氏名を非公開としていたとしても、自らの相談内容が公になることを忌避し、かかる相談事業を利用しようとしていた者はその利用をためらい、また、既に利用していた者は継続利用をためらい、もって、県による精神保健福祉分野における相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)アのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(イ) 別表3のγ-4欄に掲げる情報

別表3のγ-4欄に掲げる情報は、特定感染C発生届に記載されたものであり、実施機関は公開することにより、その事務事業に支障が生じる旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、前記(2)サ(イ)のとおり、かかる情報は実際の罹患例とは別の感染症発生動向調査システムの入力に係る観点から追記されたものにすぎず、これを公開したとしても、実施機関の事務事業に支障を生じさせるおそれはないと認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(ウ) 別表1のγ-5欄に掲げる情報

別表1のγ-5欄に掲げる情報は、前記(2)シのとおり、県保健福祉事務所ごと又は警察署ごとに精神保健福祉法第23条の規定に基づく

通報件数、通報時期、通報後の取扱い状況等が統計的に整理されたものであるところ、これらの情報には、同条の規定に基づく通報とその後の取扱いが記載されていると認められる。したがって、これらの情報のうち、別表2のγ-5欄に掲げる情報を公開すると、慎重に行われなければならない措置入院の要否判断に影響を及ぼすおそれがあるため、かかる情報については、公開することにより、措置入院の適正な実施に支障を及ぼすものであると認められるが、その余の情報、すなわち、別表3のγ-5欄に掲げる情報については、これを公開しても、措置入院の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、別表1のγ-5欄に掲げる情報のうち、別表2のγ-5欄に掲げる情報については条例第5条第4号柱書に該当するが、別表3のγ-5欄に掲げる情報については同号柱書には該当しないと判断する。

(エ) 別表3のδ-2欄に掲げる情報

実施機関は、別表3のδ-2欄に掲げる情報が条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、当審査会が確認したところ、かかる情報は前記(3)イ(イ)のとおり、特定感染症Cの実際の罹患例に基づいて感染症発生動向調査システムの入力方法を解説したものにすぎず、これを公開したとしても、実施機関の事務事業に支障を生じさせるおそれがあると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(オ) 別表1のε-1欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のε-1欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件への対応の一環として行われたこのころのケアの実施に当たり助言を求めた者の氏名や当該氏名に結び付く所属の名称等であることが認められる。

この点について、実施機関は、本件助言者がこのころのケアに関する高度の知見を有しており、本件助言者から助言を受けるに当たり、助言を受けたという事実を公開することが前提とされておらず、かかる状況下でこれらの情報を公開すると、本件助言者との信頼関係を損な

い、今後、同種の助言を受けられなくなるおそれがあり、実施機関における精神保健分野に係る事務に支障を及ぼす旨説明している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、実施機関は、本件助言者の助言を得るため、本件助言者と同人が属する所属に対し、同人の派遣を正式に依頼しており、本件請求時以前のある時点において、同人の派遣が了承され、同人は公務として助言を行っているという事実が認められる。

したがって、実施機関と同人とのかかる関係性や、同人が公務として助言を行っていることを勘案すると、別表1のε-1欄に掲げる情報を公開したとしても、今後、実施機関において、同種の助言を得られなくなるおそれがあると認めるのは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

(カ) 別表1のε-2-1欄に掲げる情報

別表1のε-2-1欄に掲げる情報は、こころのケアの実施に当たり行われた、実施機関の職員、特定施設Xの職員及びその関係者並びに特定市の職員による打合せの内容を要約したものであり、実施機関は、これを公にすることが前提にされていなかったとして、公開することにより、特定市との信頼関係を損ない、実施機関における相談指導事業に支障を生じさせるおそれがあること、また、こころのケアは精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業の一つであって、個人の内面を取り扱う特にプライバシー性の高いものであることを理由に、公開することにより、同事業そのものに支障を生じさせるおそれがある旨説明している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、別表1のε-2-1欄に掲げる情報は、こころのケアの対象となる者の心身の具体的状況に言及しつつ、ケアの実施に当たり特に留意すべき点、こころのケアの具体的進め方、役割分担等に係る打合せ結果を要約したものであって、これを公開したとしても、特定市との信頼関係を損ない、もって、実施機関における相談指導事業に支障を生じさせるおそれがあるものと

は認めがたいものである。

もっとも、これらの情報のうち、別表2のε-2-1-1欄に掲げるものは、実施機関が説明するように、こころのケアの対象となる者の心身の具体的状況に言及している部分であり、かかる情報を公開することとなると、こころのケアの対象となる者の心身の具体的状況を公開することとなり、当該ケアにより支援を行うべき者に対し、かえって苦痛を与えるという事態を生じさせるおそれが多分に認められる。

また、今後、かかる事態を回避するため、打合せ内容が公開されることを前提に打合せが行われれば、打合せ内容が希薄化し、当該ケアを効果的に行えなくなることも容易に想定されるものである。

よって、別表1のε-2-1欄に掲げる情報のうち、別表2のε-2-1-1欄に掲げるものは、公開することで、こころのケアを有意かつ効果的に実施することに支障を生じさせるものと認められることから、条例第5条第4号柱書に該当するが、その余の部分（別表2のε-2-1-2欄に掲げる情報及び別表3のε-2-1欄に掲げる情報）については、同号柱書に該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)カのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(キ) 別表1のε-2-2欄に掲げる情報

別表1のε-2-2欄に掲げる情報は、こころのケアの実施に当たり行われた、実施機関の職員及び本件助言者による打合せの内容を要約したものである。実施機関は、これを公にすることが前提にされておらず、また、その内容に本件助言者の経験、研究成果等に裏付けられたこころのケアの実施に当たっての留意点が含まれるため、公開することにより、本件助言者との信頼関係を損ない、今後、同種の事案が生じた際に協力が得られなくなり、実施機関における相談指導事業に支障を生じさせるおそれがある旨説明している。

確かに、別表1のε-2-2欄に掲げる情報は、本件助言者から示されたこころのケアを実施するに当たっての留意点が記載されたもの

であり、その内容は本件助言者の経験等に裏打ちされたものであると認められるが、当審査会が確認したところ、本件助言者は様々な媒体において積極的にこころのケアの実施に当たっての留意点等を発信しており、別表1のε-2-2欄に掲げる情報も、様々な媒体において発信されている内容を特に逸脱するものではなく、本件助言者の未発表の研究成果等特に秘匿すべきような特段の事情も見受けられないものである。したがって、かかる情報を公開したとしても、本件助言者との信頼関係を損ない、もって、実施機関における相談指導事業に支障を生じさせるおそれがあるとは認めがたいものである。

よって、別表1のε-2-2欄に掲げる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(ク) 別表1のε-2-3欄に掲げる情報

別表1のε-2-3欄に掲げる情報は、こころのケアの実施に当たり行われた、実施機関の職員、県警察本部の職員、特定市の職員等による打合せの内容を要約したものである。実施機関は、これを公にすることが前提にされていなかったとして、公開することにより、特定市との信頼関係を損ない、実施機関における相談指導事業に支障を生じさせるおそれがあること、また、こころのケアは精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業の一つであって、個人の内面を取り扱う特にプライバシー性の高いものであることを理由に、公開することにより、相談事業そのものに支障を生じさせるおそれがある旨説明している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、別表1のε-2-3欄に掲げる情報は、こころのケアに関し、精神保健福祉行政と警察行政それぞれの分野において、どのような支援を行うのか相互確認を行っている打合せの内容を記録したものであり、これを公開したとしても、特定市との信頼関係を損ない、もって、実施機関における相談指導事業に支障を生じさせるおそれがあるものとは認めがたいものである。

もっとも、これらの情報のうち、別表2のε-2-3-1欄に掲げるものは、県警察本部等が行う支援に係る一般には公にされていない

情報であって、公開することにより、限られた人員等の中で行っている当該支援に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

よって、別表1のε-2-3に掲げる情報のうち、別表2のε-2-3-1に掲げるものは、公開することにより、県警察本部等が行う支援に支障を生じさせるものと認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると認められるが、その余の部分（別表2のε-2-3-2欄に掲げる情報及び別表3のε-2-3欄に掲げる情報）については、同号柱書に該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)カのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(ケ) 別表1のε-3欄に掲げる情報

別表1のε-3欄に掲げる情報のうち、別表2のε-3欄に掲げるものは、県職員個人用、県施設業務用、特定市所属用及び病院機構職員個人用電子メールアドレスである。当審査会が確認したところ、これらのメールアドレスは、一般に公にされておらず、公開することにより、これらのメールアドレスを利用している事務とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、別表1のε-3欄に掲げる情報のうち、別表3のε-3欄に掲げるものは、電子メールアドレスそのものではないことから、これを公開したとしても、実施機関の事務に支障を生じさせるものではないため、同号柱書には該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)キのとおり、迷惑メールはウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトによっても迷惑メールの送信自体を止めることはできず、事務の遂行に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

(コ) 別表 1 の ε - 4 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 4 欄に掲げる情報は、W 文書、X 文書等の保管場所に関する情報であり、実施機関は、かかる情報を公開することにより、これらの文書の盗難のおそれが高まり、盗難に遭った場合には、精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑困難な相談指導事業が実施できなくなるとして条例第 5 条第 4 号柱書に該当する旨説明する。しかしながら、実施機関のかかる説明には飛躍があると言わざるを得ず、これをもって同号柱書に言う支障性を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(ク) 別表 1 の ε - 5 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表 1 の ε - 5 欄に掲げる情報は、措置入院者への支援に関する情報の一つとして、支援の進捗管理の方法が、県保健福祉事務所又は県内保健所ごとに整理されたものであると認められる。この点につき、実施機関は、これらの情報に措置入院に関する情報の保存場所や進行管理の状況に関する情報が含まれているため、公開することにより、情報漏洩等セキュリティ上の問題が生じる旨説明する。しかしながら、当審査会が確認したところ、これらの情報の内容にかんがみれば、実施機関の説明には飛躍があり、これを公開したとしても、実施機関が説明するような支障が生じるとは認めがたい。

よって、これらの情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当しないと判断する。

(シ) 別表 1 の ε - 6 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表 1 の ε - 6 欄に掲げる情報は、公表前の未確定情報であることを前提に情報提供されたところのケアに関する面接対応実績人数であると認められるところ、正式な記者発表における各種数値については、事実上、厳格な正確性が要求されており、かかる実情を踏まえると、未確定情報として提供された面接対応実績人数に誤りがあり、後日正式に行われる記者発表における数値と

齟齬が生じた場合、正式な記者発表における数値の正確性が疑われ、結果、当該記者発表の信憑性自体を損なうおそれがあると言える。したがって、かかる情報は、公開することにより、後日予定されている記者発表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)ケのとおり種々主張するが、当審査会のかかる判断を覆すに足りるものはない。

(ヌ) 別表1のε-7欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のε-7欄に掲げる情報は、措置入院者の退院支援に係るガイドラインの内容であり、実施機関は、これらの情報に積極的支援を要する措置入院退院者の属性等が含まれているため、公開することにより、円滑な支援に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

確かに、実施機関が説明するように、これらの情報の中には、積極的支援を要する措置入院退院者の判断基準に言及したものがあり、かかる情報（別表2のε-7欄に掲げる情報）については、公開することにより、退院後の支援を忌避する者が、同基準を参考に支援を受けないで済むように振る舞う等して、円滑な支援の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。しかしながら、その余の情報（別表3のε-7欄に掲げる情報）については、これを公開したとしても、円滑な支援の実施に支障を及ぼすと認めることは困難である。

よって、別表1のε-7欄に掲げる情報のうち、別表2のε-7欄に掲げる情報は条例第5条第4号柱書に該当するが、別表3のε-7欄に掲げる情報は同号柱書には該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)コのとおり、種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(セ) 別表1のε-8欄に掲げる情報

別表1のε-8欄に掲げる情報は、特定の検体検査に関する情報で

あり、実施機関は、公開することにより、検査体制の在り方について外部から圧力がかかり、検査をスムーズに行うことができなくなる旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報を公開することにより、検査の在り方について何らかの要望が行われる可能性は否定できないものの、条例第5条第4号柱書にいう支障が生じるおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(ウ) 別表1のε-9欄に掲げる情報

別表1のε-9欄に掲げる情報は、感染症診査協議会の委員の確保に関する各保健福祉事務所における調整状況を示したものであり、実施機関は、公開することにより、今後の同協議会の委員の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報は同協議会の委員の確保の調整状況の現状に言及したものにすぎず、公開したとしても、これにより、同協議会の委員の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(ク) 別表1のε-10欄に掲げる情報

別表1のε-10欄に掲げる情報は、特定感染症Bの感染拡大予防策としての定期健康診断の受診促進の通知に関し、各保健福祉事務所における進捗状況を示したものであり、実施機関は、公開することにより、今後の各保健福祉事務所における受診促進事務に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報は、受診促進事務の進捗状況や同事務の改善策を検討しているものであって、公開したとしても、これにより、同事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(フ) 別表 1 の ε - 11 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 11 欄に掲げる情報は、レスパイト入院に関し、実際に行われた本来の趣旨には合致しない不適切な入院事例に関するものであると認められるところ、実施機関が説明するとおり、かかる情報を公開した場合、当該不適切な入院事例を参考とした不適切な入院を招きかねず、本来の趣旨に合致したレスパイト入院を適切に行うことが困難になるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (3) セのとおり、かかる情報を公開したとしても、不適切な入院事例が惹起されることはない旨主張するが、当審査会が確認したところ、神奈川県にあってはレスパイト入院のための病床数は極めて少ないものであり、かかる事情を考慮すると、同人の主張を採用することはできない。

(ツ) 別表 1 の ε - 12 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 12 欄に掲げる情報は、指定難病医療費助成制度に係る次年度における認定更新のスケジュール案に関するものであると認められるところ、実施機関が説明するとおり、かかる情報を公開した場合、当該スケジュール案が相当程度の確度があるものとして認定更新予定者に認識され、仮にこれと異なるスケジュールが正式に決定された場合には、当初のスケジュール案を了知した認定更新予定者が認定更新を行うことができなくなり、同助成制度の適切な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (3) ソのとおり、あくまで意見照会の段階のスケジュールとして記載されたものであって、公開したとしても支障は生じない旨説明するが、かかる情報が記載されている文書は、同事務に携わる関係所属が一堂に会した特定会議乙の議事を取りまとめた復命書であって、相当程度の確度があると認識

されると解されること、また、同助成制度の認定更新に係る申請を怠った場合に被助成者が受ける不利益が決して小さくないことをも併せて考えると、かかる情報を公開したとしても、支障が生じるおそれがないと評価することは困難である。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(テ) 別表 1 の ε - 13 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 13 欄に掲げる情報は、精神保健福祉手帳の誤交付に係るものであり、実施機関は、公開することにより、同手帳の適正な交付に支障が生じるおそれがある旨主張している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる誤交付については、既に記者発表により公にされており、実施機関が説明するような支障が生じるおそれはないと言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書には該当しないと判断する。

(ト) 別表 1 の ε - 14 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 14 欄に掲げる情報は、感染症対策に携わる職員の感染予防に関する健康診断の在り方の検討にかかわるものであり、実施機関は、かかる情報を公開することにより、県民に対し、感染症対策を担う県の姿勢に不信感を抱かせるとともに、感染症対策に携わる職員の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、かかる情報は、感染症対策に携わる職員が業務に際して気付いた点に関し行った要望とそれに対する評価が記載されたものにすぎず、公開したとしても、実施機関が説明するような支障が生じるおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当しないと判断する。

(チ) 別表 1 の ε - 15 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 15 欄に掲げる情報は、特定感染症 D に係る検査の統計

データの集計方法に関するものであり、その内容は、当該集計方法を採用した理由を説明することなく、集計方法のみが記載されたものである。当審査会が確認したところ、かかる集計方法は、同感染症の特性やその検査にかかわる者の対応にかんがみれば、合理的な集計方法であるものの、これらの事情の説明がなければ、不適切な集計方法と認識されるおそれが高く、実施機関が説明するとおり、公開することにより、同感染症に係る検査そのものに対する信頼を失い、当該検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)ツのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(ニ) 別表1の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げる情報

前記(2)ソのとおり、別表1の㉔-1欄に掲げる情報はこころのケアの進行管理を行うための台帳(W文書)に記載された受診者の氏名、面談日等であり、別表2の㉔-2欄に掲げる情報は受診者ごとに作成された相談記録(X文書)に記載された受診者の氏名やその心身の詳細な状況に関する情報である。

a 当審査会が確認したところ、これらの情報のうち、別表2の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げるものは、受診者の氏名や面談日、相談記録の内容そのものであって、前記(ア)に掲げる情報をさらに詳述化したものであると評価できることから、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

b 他方、これらの情報のうち、別表3の㉔-1欄に掲げるものはW文書における所定の様式部分及び台帳上の管理番号であり、別表3の㉔-2欄に掲げるものはX文書の様式部分にすぎないものであって、これらを公開したとしても、前記aのような支障が生じるものではないと認められる。

よって、別表1の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げる情報のうち、別表3の㉔-1欄及び㉔-2欄に掲げるものについては、条例第5条

第4号柱書には該当しないと判断する。

(5) まとめ

以上をまとめると、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げるものを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものは公開すべきである。

(6) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益のほか、広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(7) 処分理由の追加について

審査請求人は、実施機関が弁明書において本件処分の理由を追加したことが違法である旨主張するため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を

抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨であると解される。

また、行政不服審査法第29条第3項に規定された弁明書の記載事項に関する定めを見ると、審査請求に係る処分の内容、理由等の詳細を明らかにすることで、審査請求人が有効かつ適切な主張を行えるようにし、もって、審査請求における審理の充実を図ることが同条の趣旨であると解される。そうすると、審査請求手続における処分理由の追加的主張を認めた場合、理由の通知に期待されるこれらの機能が後退するのではないかとの懸念が生じることは否定できないところである。

他方、実施機関においても、原処分時に主張を尽くせないことや審査請求手続における審査請求人の主張に対応するため、追加的主張の必要が生じることは容易に想像できるところであり、審査請求手続自体が審査請求人と実施機関双方の主張を尽くさせ、これを前提に審査会が判断をする仕組みなのであるから、本来的に実施機関の追加的主張を容認しなければ双方の公平な攻撃防御が尽くされたとは言えないと解される。

また、同法第1条は「簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と定めている。ここでは、審査請求制度も行政部内での解決に止まることが示唆されており、このことを踏まえると、実施機関が原処分時に通知した理由とは別の処分理由を有しているときには、むしろその追加的主張を認めた上で、紛争の一回的解決を図ることにも意義が認められるというべきである。理由の通知、記載に係る上記の規定も、処分理由の追加的主張を排斥する趣旨まで含意するものではない。

もつとも、実施機関による処分理由の追加を許容することにより、理由付記制度の趣旨を没却することは適當ではないことから、審査請求手続における実施機関による処分理由の追加については、実施機関が審査請求手続において処分理由の追加が可能であることを奇貨として、あえて原処分時に不適切な処分理由を示し、審査請求手続の終盤において適切な処分理由を追加し審査請求人に不意打ちを与える等、理由付記の制度趣旨を没却

するような特段の事情がある場合にはこれを認めるべきではないが、そのような事情がない場合には、追加を認めるのが相当であると解される。

これを本件について見ると、審査請求人が主張するように、実施機関は本件処分時には示していなかった処分理由を、弁明書において追加していることが認められるが、そこに理由付記制度の趣旨を没却するような意図は見受けられず、特段の事情があるとは認められないことから、適法な処分理由の追加的主張であり、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(8) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、平成28年8月4日に開催された打合せに係る復命書において「資料1」とされている添付文書、同月5日に開催された打合せに係る復命書において「資料1」とされている添付文書、同年9月15日9時30分から開催された特定会議丙の会議資料及び同日13時30分から17時15分まで開催された特定会議丁の会議資料は、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、これらの文書については、対象文書として特定の上、改めて可否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前述の判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(9) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に同人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわな

ければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別表 1

| 原処分における非公開情報一覧 | | | |
|----------------|--|--|------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| α 1 | B 文書 | 特定施設 X の職員の氏名等 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 2 欄第 3 項のうち、1 行目 10 文字目から 26 文字目まで、2 行目 9 文字目から 16 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| | | こころのケアの実施に係る打合せ内容 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 1 欄第 5 項から第 2 欄第 5 項までを一つとする項目 ○ 左記文書 2 頁目の枠内 ○ 左記文書 3 頁目の枠内のうち、1 行目から 10 行目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| ε 1 | C 文書 | 本件助言者の所属、氏名等 ○ 左記文書のうち、1 行目 1 文字目から 11 文字目まで ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項のうち、1 行目、第 1 欄第 5 項から第 2 欄第 5 項までを一つとする項目のうち、3 行目 3 文字目から 13 文字目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| | | こころのケアの実施に係る打合せ内容 ○ 左記文書表中、第 1 欄第 5 項から第 2 欄第 5 項までを一つとする項目のうち、8 行目から 30 行目まで | |
| ε 1 | D 文書 | 起案用紙 本件助言者の所属、氏名等 ○ 左記文書最下段の枠内のうち、2 行目 15 文字目から 23 文字目まで、3 行目 9 文字目から 12 文字目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| | 案文 本件助言者の所属、氏名等 ○ 左記文書 1 頁目のうち、3 行目、4 行目 1 文字目から 8 文字目まで、11 行目 23 文字目から 28 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、3 行目、4 行目 1 文字目から 6 文字目まで | | |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | | |
|----------------|-----------------|---|---|------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| ε 3 | D 文書 (続き) | 案文<続き> | <p>県職員個人用電子メールアドレス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目の問合せ欄のうち、5 行目 7 文字目から 31 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目の問合せ欄のうち、5 行目 7 文字目から 31 文字目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| ε 1 | F 文書 | 同左 | <p>本件助言者の所属、氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書のうち、1 行目、3 行目 10 文字目から 13 文字目まで、6 行目から 7 行目まで、13 行目、角印 ※ 押印欄の直下を 1 行目として行数を数える。 | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| α 1 | G 文書 | 同左 | <p>特定施設 X の職員の氏名又は地方独立行政法人神奈川県立病院機構の職員の姓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目のうち、5 行目 17 文字目から 19 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目 12 行目 5 文字目から 9 文字目まで、中段枠内のうち、10 行目 16 文字目から 18 文字目まで、13 行目 1 文字目から 3 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| ε 3 | G 文書 (続き) | 同左 | <p>特定市所属用、病院機構職員個人用及び県施設業務用電子メールアドレス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目の中段枠内のうち、9 行目、12 行目 6 文字目から 32 文字目まで、13 行目 4 文字目から 32 文字目まで、下段枠内のうち、16 文字目から 39 文字目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| ε 4 | | <p>文書保管場所に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 3 頁目の下段枠内のうち、2 行目から 6 行目まで | | |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | | |
|-----------------------|---|-------|---|------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| ε 2 3 | H 文書 | 同左 | <p>こころのケアの実施に係る打合せ内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目のうち、9 行目から 23 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、1 行目から 23 行目まで ※ 左記文書 1 頁目については、下段の枠直下の行を 1 行目として行数を数える。 | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| | | 出席者名簿 | <p>警察官等の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書表中、第 3 欄第 8 項から同欄第 9 項まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| α 1 | I 文書 | 同左 | <p>特定施設 X の職員の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目の表中、第 2 欄第 1 項のうち、2 行目 13 文字目から 17 文字目まで、3 行目 1 文字目から 3 文字目まで、第 2 欄第 5 項のうち、2 行目 1 文字目から 3 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| | | 同左 | <p>県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の名前</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目の下段表中、第 10 欄第 4 項 ○ 左記文書 2 頁目の上段表中、第 10 欄第 4 項、中段表中、第 10 欄第 5 項、下段表中、第 10 欄第 1 項 ○ 左記文書 3 頁目の上段表中、第 10 欄第 4 項、下段表中、第 10 欄第 1 項 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| α 3 | <p>受診者の姓等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目の上段表中、第 11 欄第 5 項のうち 1 文字目から 11 文字目まで、中段表中、第 11 欄第 1 項のうち 1 文字目から 11 文字目まで | | | |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | | |
|----------------|-----------------|-------|--|---|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| γ 1 | L 文書 (続き) | 同左 | 相談場所に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 5 文字目から 13 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 1 行目 11 文字目から 2 行目 3 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 4 文字目から 13 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 2 行目 7 文字目から 8 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書 |
| ε 3 | M 文書 | 同左 | 県職員個人用電子メールアドレスに関する情報 ○ 左記文書 1 頁目の問合せ欄のうち、5 行目 ○ 左記文書 2 頁目の上段枠内のうち、3 行目 | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| β 1 | N 文書 | 次第 | 特定の措置入院例に関する情報 ○ 左記文書表中、第 1 欄第 2 項のうち、2 行目 4 文字目から 12 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |
| β 2 | | 資料 1 | 措置入院者の支援状況に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 2 欄第 3 項から第 15 欄第 10 項まで、第 2 欄第 11 項から第 9 欄第 11 項まで、第 11 欄第 11 項から第 14 欄第 11 項まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項から第 16 欄第 2 項まで | |
| ε 5 | | | 措置入院者の支援状況の進捗管理方法に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 16 欄第 3 項から同欄第 4 項まで、同欄第 6 項から同欄第 10 項まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 16 欄第 1 項から同欄第 2 項まで | |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | |
|----------------|------|---|---|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| γ 2 | 資料 2 | 措置入院者の支援状況の課題等 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項から同欄第 8 項まで、同欄第 11 項から同欄第 12 項まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書 |
| β 3 | 資料 3 | 措置入院者の支援状況に関する情報 ○ 左記文書上段表中、第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 3 項まで、下段表中、第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 3 項まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |
| β 1 | 資料 4 | 特定の措置入院例に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目のうち、1 行目 1 文字目から 9 文字目まで ○ 左記文書 1 頁目表中、次に掲げるものを除いたもの ・ 第 1 欄第 3 項から同欄第 14 項まで、第 2 欄第 3 項、同欄第 6 項、同欄第 9 項、同欄第 12 項、第 3 欄第 13 項から第 4 欄第 14 項まで、第 6 欄第 3 項から同欄第 14 項まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、1 行目 1 文字目から 9 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、次に掲げるものを除いたもの ・ 第 1 欄第 1 項から同欄第 12 項まで、第 2 欄第 1 項、同欄第 4 項、同欄第 7 項、同欄第 10 項、第 6 欄第 1 項から同欄第 12 項まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |
| ε 6 | 資料 5 | 面接対応実績人数に関する情報 ○ 29 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、30 行目 7 文字目から 9 文字目まで、31 行目 5 文字目から 6 文字目まで、32 行目 7 文字目、33 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、34 行目 7 文字目から 9 文字目まで、35 行目 5 文字目、36 行目 7 文字目 ※ 資料番号は行数として数えない。 | 第 5 条第 4 号 柱書 |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | |
|----------------|----------------------------------|---|---|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| γ 5 | N 文書 (<small>続き</small>) | 資料 7 精神保健福祉法第 23 条通報状況に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目の表の内容すべて ○ 左記文書 2 頁目の表の内容すべて、表の右上直上の文字列すべて | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書 |
| | | 資料 8 精神保健福祉法第 23 条通報受付状況に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目上段表中、第 1 欄第 3 項から第 17 欄第 24 項まで、中段の表の内容すべて、下段の表の内容すべて ○ 左記文書 2 頁目上段表中、第 1 欄第 3 項から第 17 欄第 24 項まで、中段の表の内容すべて、下段の表の内容すべて | |
| ε 7 | 参考資料 | 措置入院者退院支援ガイドラインの内容 ○ 左記文書 1 頁目中、2 行目から 40 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のすべて ※ 左記文書 1 頁目については、タイトル部分を 1 行目として行数を数える。 | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| α 4 | O 文書 | 起案用紙 公開請求者の氏名 ○ 左記文書のうち、件名欄中、1 文字目から 5 文字目まで、最下段の枠中、1 行目 16 文字目から 20 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| | | 案文 公開請求者の氏名 ○ 左記文書 2 頁目のうち、6 行目 17 文字目から 21 文字目まで | |
| | | 公開請求書 公開請求者の住所、氏名、電話番号 ○ 左記文書のうち、5 行目 5 文字目から 13 文字目まで、6 行目 3 文字目から 15 文字目まで、8 行目 3 文字目から 6 文字目まで、10 行目 5 文字目から 17 文字目まで | |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | | |
|----------------|--------------------|---|---------------------------------------|------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| α 4 | ○ 文書 へ 続き | 施行文書の控え | 公開請求者の氏名 ○ 左記文書のうち、5行目1文字目から4文字目まで | 第5条第1号 (個人識別情報) |
| ε 8 | R 文書 同左 | 特定の検体検査に関する情報 ○ 左記文書1頁目のうち、31行目から32行目まで ○ 左記文書2頁目のうち、1行目から2行目まで | 第5条第4号 柱書 | |
| γ 3 | | 特定感染症Aに関する情報 ○ 左記文書2頁目のうち、4行目から5行目まで | 第5条第1号 (個人非識別情報) 第5条第4号 柱書 | |
| ε 9 | | 感染症診査協議会の委員の調整状況に関する情報 ○ 左記文書2頁目のうち、10行目から23行目まで | 第5条第4号 柱書 | |
| ε 10 | | 特定感染症Bの感染対策に関する情報 ○ 左記文書2頁目のうち、25行目から40行目まで ○ 左記文書3頁目のうち、1行目 | | |
| ε 11 | | 難病対策におけるレスパイト入院に関する情報の一部 ○ 左記文書3頁目のうち、30行目から32行目まで | | |
| ε 12 | | 指定難病認定更新事務に関する情報 ○ 左記文書4頁目のうち、1行目から2行目まで | | |
| δ 2 | | 感染症発生動向調査システムの入力に関する情報 ○ 左記文書4頁目のうち、13行目から15行目まで | | 第5条第2号 第5条第4号 柱書 |
| ε 13 | | 精神保健福祉手帳の誤交付に係る情報 ○ 左記文書4頁目のうち、30行目から34行目まで | 第5条第4号 柱書 | |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | |
|----------------|----------------------------------|---|-------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| ε 14 | R 文書 (続き) | 感染症対策に携わる職員の職員健康診断に関する情報 ○ 左記文書 5 頁目のうち、2 行目から 3 行目まで、4 行目 3 文字目から 5 行目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| | | 特定感染症 D に係る特定検査の集計方法に関する情報 ○ 左記文書 5 頁目のうち、10 行目から 12 行目まで | |
| γ 4 | 特定感染症 C 発生届 感染症発生動向調査システム入力画面 | 特定感染症 C の罹患例に関する情報 ○ 別紙 1 に掲げる非公開情報①及び② | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |
| | | 特定感染症 C の罹患例に関する情報 ○ 別紙 2 に掲げる非公開情報 | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| ε 6 | S 文書 特定事件に係る職員のこころのケア対応概要 | 面接対応実績人数に関する情報 ○ 29 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、30 行目 7 文字目から 9 文字目まで、31 行目 5 文字目から 6 文字目まで、32 行目 7 文字目、33 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、34 行目 7 文字目から 9 文字目まで、35 行目 5 文字目、36 行目 7 文字目 | 第 5 条第 4 号 柱書 |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | | |
|--------------------------------|---------|--|---|--|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| α 1 γ 1 | U 文書 | 活動従事者のうち県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の氏名 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) | |
| | | 特定施設 X を除く相談場所に関する情報 | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書 | |
| | | 相談実施状況の内容 (相談件数 (相談件数、予約件数、継続相談件数) 及び対応結果 (傾聴者数、継続支援必要者数、医療機関への紹介者数、その他)) | | |
| | | 主な活動内容の内容 | | |
| | | 連絡事項及び引継ぎ事項の内容 | | |
| α 1 γ 1 | V 文書 | 同左 | 活動従事者のうち県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の氏名 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| δ 1 | Y 文書 | 平成 28 年 7 月 26 日 14 時 00 分の取材 に係る連 絡票 | 報道機関の名称及び記者の姓 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) 第 5 条第 2 号 |
| | | 平成 28 年 7 月 26 日 15 時 15 分の取材 に係る連 絡票 | 報道機関の名称及び記者の性別 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 | |
| | | 平成 28 年 7 月 26 日 18 時 25 分の取材 に係る連 絡票 | 報道機関の名称及び記者の性別 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 | |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | |
|----------------|---------|--|--------------------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| δ 1 | Y 文書 | 平成 28 年 7 月 27 日 16 時 10 分 の取材に 係る連絡 票 報道機関の名称及び記者の姓 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) 第 5 条第 2 号 |
| | | 平成 28 年 8 月 4 日 16 時 05 分 の取材に 係る連絡 票 報道機関の名称及び記者の姓 ○ 左記文書下段表中、第 2 欄第 3 項 | |

別表 2

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | | |
|---------------------------------|---------|--|---|------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| α 1 | B 文書 | 特定施設 X の職員の氏名等 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 2 欄第 3 項のうち、1 行目 10 文字目から 26 文字目まで、2 行目 9 文字目から 16 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) | |
| | | こころのケアの実施に係る打合せ内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 1 欄第 5 項から第 2 欄第 5 項までを一つとする項目のうち、5 行目から 26 行目まで ○ 左記文書 2 頁目の枠内のうち、1 行目から 12 行目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 | |
| | | こころのケアの実施に係る打合せ内容のうち、次に掲げるもの ○ 特定の個人の姓等 ・ 左記文書 2 頁目の枠内のうち、32 行目 15 文字目から 20 文字目まで、33 行目 3 文字目から 6 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) | |
| ε 2 1 1 | D 文書 | 案文 | 県職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書 1 頁目の問合せ欄のうち、5 行目 7 文字目から 31 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目の問合せ欄のうち、5 行目 7 文字目から 31 文字目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| ε 2 1 2 | | | 特定施設 X の職員の氏名又は地方独立行政法人神奈川県立病院機構の職員の姓 ○ 左記文書 1 頁目のうち、5 行目 17 文字目から 19 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目 12 行目 5 文字目から 9 文字目まで、中段枠内のうち、10 行目 16 文字目から 18 文字目まで、13 行目 1 文字目から 3 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |

別表2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | |
|---------------------------------|-----------------|--|--------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| ε 3 | G 文書 (続き) | 同左 特定市所属用、病院機構職員個人用及び 県施設業務用電子メールアドレス ○ 左記文書2頁目の中段枠内のう ち、9行目、12行目6文字目から32 文字目まで、13行目4文字目から32 文字目まで、下段枠内のうち、16文 字目から39文字目まで | 第5条第4号 柱書 |
| ε 2 3 1 | 同左 | こころのケアの実施に係る打合せ内容の うち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目のうち、18行目36 文字目から19行目37文字目まで ※ 下段の枠直下の行を1行目として 行数を数える。 | |
| ε 2 3 2 | | 同左 こころのケアの実施に係る打合せ内容の うち、次に掲げるもの ○ 受診者の氏名等 ・ 左記文書1頁目のうち、16行目 から17行目11文字目まで ・ 左記文書2頁目のうち、10行目 から23行目まで(手書記載事項を 含む) ※ 左記文書1頁目については、下 段の枠直下の行を1行目として行 数を数える。 | 第5条第1号 (個人識別情報) |
| α 2 | 出席者名簿 | 警察官等の氏名のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第3欄第9項 | |
| α 1 | I 文書 | 同左 特定施設Xの職員の氏名 ○ 左記文書表中、第2欄第1項のう ち、2行目13文字目から17文字目ま で、3行目1文字目から3文字目まで、 第2欄第5項のうち、2行目1文字目か ら3文字目まで | |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | |
|--------------|---------|--|-------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| α 1 | 同左 | 県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の名前 ○ 左記文書 1 頁目の下段表中、第 10 欄第 4 項 ○ 左記文書 2 頁目の上段表中、第 10 欄第 4 項、中段表中、第 10 欄第 5 項、下段表中、第 10 欄第 1 項 ○ 左記文書 3 頁目の上段表中、第 10 欄第 4 項、下段表中、第 10 欄第 1 項 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| | | 受診者の姓等 ○ 左記文書 2 頁目の上段表中、第 11 欄第 5 項のうち 1 文字目から 11 文字目まで、中段表中、第 11 欄第 1 項のうち 1 文字目から 11 文字目まで | |
| α 3 | 同左 | 相談場所に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 5 文字目から 13 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 1 行目 11 文字目から 2 行目 3 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 4 文字目から 13 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 2 行目 7 文字目から 8 文字目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| γ 1 | | | |
| ε 3 | M 文書 | 同左 県職員個人用電子メールアドレスに関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目の問合せ欄のうち、5 行目 4 文字目から 30 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目の上段枠内のうち、3 行目 6 文字目から 33 文字目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| β 1 | N 文書 | 次第 特定の措置入院例に関する情報 ○ 左記文書表中、第 1 欄第 2 項のうち、2 行目 4 文字目から 12 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | |
|--------------|----------------------------------|---|-------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| β 2 | 資料 1 | 措置入院者の支援状況に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 2 欄第 3 項から第 15 欄第 10 項まで、第 2 欄第 11 項から第 9 欄第 11 項まで、第 11 欄第 11 項から第 14 欄第 11 項まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項から第 15 欄第 2 項まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |
| | | 資料 2 | |
| | N 文書 (<small>続き</small>) | 資料 4 | |
| β 1 | | | |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | |
|--------------|--|--|------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| ε 6 | 資料 5 | <p>面接対応実績人数に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 29 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、30 行目 7 文字目から 9 文字目まで、31 行目 5 文字目から 6 文字目まで、32 行目 7 文字目、33 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、34 行目 7 文字目から 9 文字目まで、35 行目 5 文字目、36 行目 7 文字目 <p>※ 資料番号は行数として数えない。</p> | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| | 資料 7 | <p>精神保健福祉法第 23 条通報状況に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 3 欄第 3 項から第 13 欄第 23 項まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項から第 13 欄第 23 項まで | |
| 資料 8 | <p>精神保健福祉法第 23 条通報受付状況に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目のうち、上段表中、第 2 欄第 3 項から第 17 欄第 23 項まで、中段表中、第 2 欄第 1 項のうち、1 文字目から 16 文字目まで、同欄第 2 項のうち、1 文字目から 18 文字目まで、同欄第 3 項のうち、1 文字目から 25 文字目まで、同欄第 4 項のうち、1 文字目から 22 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、上段表中、第 2 欄第 3 項から第 17 欄第 23 項まで、中段表中、第 2 欄第 1 項のうち、1 文字目から 16 文字目まで、同欄第 2 項のうち、1 文字目から 18 文字目まで、同欄第 3 項のうち、1 文字目から 25 文字目まで、同欄第 4 項のうち、1 文字目から 22 文字目まで | | |
| γ 5 | N 文書 (続き) | | |

別表2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | |
|--------------|-----------------|--|---------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 |
| ε 7 | N 文書 (続き) | 参考資料 措置入院者退院支援ガイドラインの内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目中、29行目から32行目まで ※ タイトル部分を1行目として行数を数える。 | 第5条第4号 柱書 |
| α 4 | O 文書 | 起案用紙 公開請求者の氏名 ○ 左記文書のうち、件名欄中、1文字目から5文字目まで、最下段の枠中、1行目16文字目から20文字目まで | 第5条第1号 (個人識別情報) |
| | | 案文 公開請求者の氏名 ○ 左記文書2頁目のうち、6行目17文字目から21文字目まで | |
| | | 公開請求書 公開請求者の住所、氏名、電話番号 ○ 左記文書のうち、5行目5文字目から13文字目まで、6行目3文字目から15文字目まで、8行目3文字目から6文字目まで、10行目5文字目から17文字目まで | |
| | | 施行文書の控え 公開請求者の氏名 ○ 左記文書のうち、5行目1文字目から4文字目まで | |
| γ 3 | R 文書 | 特定感染症Aに関する情報 ○ 左記文書2頁目のうち、4行目から5行目まで | 第5条第1号 (個人非識別情報) |
| ε 11 | | 同左 難病対策におけるレスパイト入院に関する情報の一部 ○ 左記文書3頁目のうち、30行目から32行目まで | 第5条第4号 柱書 |
| ε 12 | | 同左 指定難病認定更新事務に関する情報 ○ 左記文書4頁目のうち、1行目から2行目まで | |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | | |
|--------------|---------|----------------------|---|-------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| δ 2 | R 文書 | 同左 | 感染症発生動向調査システムの入力に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 4 頁目のうち、13 行目、14 行目の 2 文字目から 4 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |
| | | | 特定感染症 D に係る特定検査の集計方法に関する情報 ○ 左記文書 5 頁目のうち、10 行目から 12 行目まで | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| γ 4 | S 文書 | 特定感染症 C 発生届 | 特定感染症 C の罹患例に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 別紙 1 に掲げる非公開情報① | 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) |
| | | 感染症発生動向調査システム入力画面 | 特定感染症 C の罹患例に関する情報 ○ 別紙 2 に掲げる非公開情報 | |
| ε 6 | S 文書 | 特定事件に係る職員のこころのケア対応概要 | 面接対応実績人数に関する情報 ○ 29 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、30 行目 7 文字目から 9 文字目まで、31 行目 5 文字目から 6 文字目まで、32 行目 7 文字目、33 行目 7 文字目から 9 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで、20 文字目から 21 文字目まで、34 行目 7 文字目から 9 文字目まで、35 行目 5 文字目、36 行目 7 文字目 | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| α 1 | U 文書 | 同左 | 活動従事者のうち県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の氏名 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| γ 1 | | | 特定施設 X を除く相談場所に関する情報 | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| | | | 相談実施状況の内容 (相談件数 (相談件数、予約件数、継続相談件数) 及び対応結果 (傾聴者数、継続支援必要者数、医療機関への紹介者数、その他)) | |
| | | | 主な活動内容の内容 | |
| | | 連絡事項及び引継ぎ事項の内容 | | |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | | |
|--------------|---------|-------------------------------------|--|------------------------|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 | 条例適用条項 | |
| α 1 | V 文書 | 同左 | 活動従事者のうち県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の氏名 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| | | | 特定施設 X を除く相談場所に関する情報 相談実施状況の内容 (相談件数、男女別内訳数) | 第 5 条第 4 号 柱書 |
| ζ 1 | W 文書 | 同左 | こころのケアの面接台帳に係る全情報のうち、次に掲げるもの ○ 初回面接日、氏名、常勤・非常勤の別、年齢、性別、面接担当者 1、面接担当者 2、支援結果の内容 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| ζ 2 | X 文書 | 同左 | こころのケアに係る相談記録 (145 件分) に係る全情報のうち、次に掲げるもの ○ 面談担当者が記入した内容すべて (管理 No. を除く。)、被面談者が提出した文書に記載された被面談者が記入した内容 | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| δ 1 | Y 文書 | 平成 28 年 7 月 26 日 14 時 00 分の取材に係る連絡票 | 記者の姓 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項のうち、4 文字目から 5 文字目まで | 第 5 条第 1 号 (個人識別情報) |
| | | 平成 28 年 7 月 27 日 16 時 10 分の取材に係る連絡票 | 記者の姓 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項のうち、6 文字目から 7 文字目まで | |
| | | 平成 28 年 8 月 4 日 16 時 05 分の取材に係る連絡票 | 記者の姓 ○ 左記文書下段表中、第 2 欄第 3 項のうち、5 文字目から 6 文字目まで | |

別表 3

| 公開すべき非公開情報一覧 | | |
|-----------------------|--|---|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 |
| ε 2 1 | B 文 書 | 同左 <p>こころのケアの実施に係る打合せ内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目表中、第1欄第5項から第2欄第5項までを一つとする項目のうち、1行目から4行目まで ○ 左記文書2頁目の枠内のうち、13行目から32行目14文字目まで、同行目21文字目から33行目2文字目まで、同行目7文字目から35行目まで ○ 左記文書3頁目の枠内のうち、1行目から10行目まで |
| ε 1 | C 文 書 | 同左 <p>本件助言者の所属、氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書のうち、1行目1文字目から11文字目まで ○ 左記文書表中、第2欄第3項のうち、1行目、第1欄第5項から第2欄第5項までを一つとする項目のうち、3行目3文字目から13文字目まで |
| ε 2 2 | | 同左 <p>こころのケアの実施に係る打合せ内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書表中、第1欄第5項から第2欄第5項までを一つとする項目のうち、8行目から30行目まで |
| ε 1 | D 文 書 | 起案用紙 <p>本件助言者の所属、氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書最下段の枠内のうち、2行目15文字目から23文字目まで、3行目9文字目から12文字目まで |
| | 案文 <p>本件助言者の所属、氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目のうち、3行目、4行1文字目から8文字目まで、11行目23文字目から28文字目まで ○ 左記文書2頁目のうち、3行目、4行目1文字目から6文字目まで | |
| ε 1 | F 文 書 | 同左 <p>本件助言者の所属、氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書のうち、1行目、3行目10文字目から13文字目まで、6行目から7行目まで、13行目、角印 ※ 押印欄の直下を1行目として行数を数える。 |
| ε 4 | G 文 書 | 同左 <p>文書保管場所に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書3頁目の下段枠内のうち、2行目から6行目まで |

別表 3 < 続き >

| 公開すべき非公開情報一覧 | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 |
| ε 2 3 | H 文 書 | 同左 <p>こころのケアの実施に係る打合せ内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目のうち、9行目から15行目まで、17行目12文字目から18行目35文字目まで、19行目38文字目から23行目まで ○ 左記文書2頁目のうち、1行目から9行目まで ※ 左記文書1頁目については、下段の枠直下の行を1行目として行数を数える。 |
| α 2 | 出席者名簿 | 警察官等の氏名のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書表中、第3欄第8項 |
| ε 3 | M 文 書 | 同左 <p>県職員個人用電子メールアドレスに関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目の問合せ欄のうち、5行目1文字目から3文字目まで ○ 左記文書2頁目の上段枠内のうち、3行目1文字目から5文字目まで、34文字目 |
| ε 5 | 資料1 | 措置入院者の支援状況の進捗管理方法に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目表中、第16欄第3項から同欄第4項まで、同欄第6項から同欄第10項まで ○ 左記文書2頁目表中、第16欄第1項から同欄第2項まで |
| β 3 | N 文 書 | 資料3 <p>措置入院者の支援状況に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書上段表中、第1欄第2項から第4欄第3項まで、下段表中、第1欄第2項から第4欄第3項まで |
| γ 5 | 資料7 | 精神保健福祉法第23条通報状況に関する情報のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目表中、第3欄第3項から第13欄第23項までを除いたもの ○ 左記文書2頁目表中、第3欄第3項から第13欄第23項までを除いたもの、表の右上直上の文字列すべて |

別表3 < 続き >

| 公開すべき非公開情報一覧 | | |
|--------------|----------------------------------|--|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 |
| γ 5 | N 文書 (<small>続き</small>) | <p>精神保健福祉法第23条通報状況に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目のうち、上段表中、第2欄第3項から第17欄第23項までを除いたもの、中段表中、第1欄第1項から同欄第4項までを1つとする項目、同欄第5項、第2欄第1項のうち、17文字目から末尾まで、同欄第2項のうち、19文字目から末尾まで、同欄第3項のうち、26文字目から末尾まで、同欄第4項のうち、23文字目から末尾まで、同欄第5項、下段の表の内容すべて ○ 左記文書2頁目のうち、上段表中、第2欄第3項から第17欄第23項までを除いたもの、中段表中、第1欄第1項から同欄第4項までを1つとする項目、同欄第5項、第2欄第1項のうち、17文字目から末尾まで、同欄第2項のうち、19文字目から末尾まで、同欄第3項のうち、26文字目から末尾まで、同欄第4項のうち、23文字目から末尾まで、同欄第5項、下段の表の内容すべて |
| | | <p>措置入院者退院支援ガイドラインの内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目中、2行目から28行目まで、33行目から40行目まで ○ 左記文書2頁目のすべて ※ 左記文書1頁目については、タイトル部分を1行目として行数を数える。 |
| ε 8 | R 文書 | <p>特定の検体検査に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目のうち、31行目から32行目まで ○ 左記文書2頁目のうち、1行目から2行目まで |
| ε 9 | | <p>感染症診査協議会の委員の調整状況に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書2頁目のうち、10行目から23行目まで |
| ε 10 | | <p>特定感染症Bの感染対策に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書2頁目のうち、25行目から40行目まで ○ 左記文書3頁目のうち、1行目 |

別表 3 < 続き >

| 公開すべき非公開情報一覧 | | |
|--------------|----------------------------------|--|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 |
| δ 2 | R 文書 (<small>続き</small>) | 感染症発生動向調査システムの入力に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 4 頁目のうち、14 行目 1 文字目、同行目 5 文字目から 15 行目まで |
| | | 精神保健福祉手帳の誤交付に係る情報 ○ 左記文書 4 頁目のうち、30 行目から 34 行目まで |
| | | 感染症対策に携わる職員の職員健康診断に関する情報 ○ 左記文書 5 頁目のうち、2 行目から 3 行目まで、4 行目 3 文字目から 5 行目まで |
| γ 4 | S 文書 | 特定感染症 C の罹患例に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 別紙 1 に掲げる非公開情報② |
| ζ 1 | W 文書 | 同左 こころのケアの面接台帳に係る全情報のうち、次に掲げるもの ○ 「初回面接日、氏名、常勤・非常勤の別、年齢、性別、面接担当者 1、面接担当者 2、支援結果の内容」以外の情報 |
| ζ 2 | X 文書 | 同左 こころのケアに係る相談記録（145 件分）に係る全情報のうち、次に掲げるもの ○ 「面談担当者が記入した内容すべて（管理 No. を除く。）、被面談者が提出した文書に記載された被面談者が記入した内容」以外の情報 |
| δ 1 | Y 文書 | 平成 28 年 7 月 26 日 14 時 00 分の取材に係る連絡票 報道機関の名称 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項のうち、1 文字目から 3 文字目まで、6 文字目から 7 文字目まで |
| | | 平成 28 年 7 月 26 日 15 時 15 分の取材に係る連絡票 報道機関の名称及び記者の性別 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 |

別表 3 < 続き >

| 公開すべき非公開情報一覧 | | |
|--------------|-------------------------|---|
| 文書区分 | 文書種別 | 非公開情報 |
| δ 1 | Y 文書 (続き) | 平成 28 年 7 月 26 日 15 時 15 分 の取材に 係る連絡 票 報道機関の名称及び記者の性別 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 |
| | | 平成 28 年 7 月 27 日 16 時 10 分 の取材に 係る連絡 票 報道機関の名称 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項のうち、1 文字目か ら 5 文字目まで、8 文字目から 9 文字目まで |
| | | 平成 28 年 8 月 4 日 16 時 05 分 の取材に 係る連絡 票 報道機関の名称 ○ 左記文書下段表中、第 2 欄第 3 項のうち、1 文字 目から 4 文字目まで、7 文字目から 8 文字目まで |

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、
行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、
句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別紙 2

○-----○

○-----○

8文字 ○-----○

○--○

○-----○ | ○--○ ○年 月 日 | ○-----○ | ○--○ ○年 月 日

| | |
|--|---|
| | ○--○: <input type="text"/> <input type="checkbox"/> ○-----○ |
| | 6文字 <input type="text"/> |
| | ○--○ <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5文字 <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> |

| | |
|----|--|
| 1 | |
| 2 | ○: <input type="text"/> 3 <input type="text"/> |
| 4 | <input checked="" type="checkbox"/> <input type="text"/> 5 歳(○-----○) |
| 6 | <input type="text"/> |
| 7 | ○--○ <input checked="" type="checkbox"/> 4文字 <input type="text"/> ○--○: <input type="text"/> |
| 8 | ○--○ <input checked="" type="checkbox"/> 4文字 <input type="text"/> ○--○: <input type="text"/> ○-----○ |
| 9 | ○--○: <input type="text"/> |
| 10 | <input checked="" type="checkbox"/> <input type="text"/> ○--○: <input type="text"/> ○-----○ |

| | |
|----|--|
| 11 | <input checked="" type="checkbox"/> ○○ <input checked="" type="checkbox"/> ○-----○ <input checked="" type="checkbox"/> ○○ <input checked="" type="checkbox"/> ○○ <input checked="" type="checkbox"/> ○-----○ <input checked="" type="checkbox"/> ○-----○ <input checked="" type="checkbox"/> ○-----○ |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ○○ <input checked="" type="checkbox"/> ○○ <input checked="" type="checkbox"/> ○○ |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ○-○ <input type="text"/> |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ○○ |

| | |
|----|--|
| 12 | <input checked="" type="checkbox"/> ○-----○ |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ○-----○ |
| | (1) ○-----○ |
| | (2) ○-----○ |
| | ○-○ <input type="text"/> |
| | <input checked="" type="checkbox"/> [1文字] <input type="text"/> |
| | ○-○ <input type="text"/> |
| | ○-○ <input type="text"/> |
| | ○-○ <input type="text"/> |
| | ○-○ <input type="text"/> |
| | ○-○ <input type="text"/> |

7文字
4文字
4文字
8文字

○-----○
 ○-----○
 ○-----○
 ○--○
 ○--○

13 ○-----○ ○-○ ○年 月 日
 14 ○-----○ ○-○ ○年 月 日
 15 ○-----○ ○-○ ○年 月 日
 16 ○-----○ ○-○ ○年 月 日
 17 ○-----○ ○-○ ○年 月 日

18

確定 推定 ----- } 15文字

----- } 19文字

----- } 29文字

その他

確定 推定

○-----○ -----○
 ○--○
 ○--○ 1) -----
 ○--○
 2) -----
 ○--○
 ○--○
 3) -----
 ○--○
 ○--○

19

 ^
 v

20

9文字
 ○-----○
 ^
 v

別紙 3

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------------|---------|
| 平成 29 年 8 月 2 日 | ○ 諮問 |
| 平成 31 年 2 月 25 日 (第 185 回部会) | ○ 審議 |
| 令和 元年 5 月 24 日 (第 188 回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|-----------------|----------------------|
| 板 垣 勝 彦 | 横浜国立大学大学院准教授 | |
| 市 川 統 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | |
| 柿 崎 環 | 明 治 大 学 教 授 | 部 会 員 |
| 田 村 達 久 | 早 稲 田 大 学 教 授 | 会長職務代理者 （部会長を兼ねる） |
| 常 岡 孝 好 | 学 習 院 大 学 教 授 | 会 長 |
| 遠 矢 登 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | 部 会 員 |
| 堀 内 かおる | 横 浜 国 立 大 学 教 授 | |

（令和元年 8 月 27 日現在）（五十音順）